

提言

法学研究者養成の危機打開の方策
—法学教育・研究の再構築を目指して—



平成23年（2011年）9月22日

日本学術会議

法学委員会法学系大学院分科会

この提言は、日本学術会議法学委員会法学系大学院分科会の審議結果を取りまとめ、公表するものである。

法学委員会法学系大学院分科会

委員長	廣渡	清吾(第一部会員)	専修大学法学部教授
副委員長	滝澤	正(連携会員)	上智大学学長
幹事	愛敬	浩二(連携会員)	名古屋大学大学院法学研究科教授
幹事	水島	郁子(連携会員)	大阪大学大学院法学研究科准教授
委員	淡路	剛久(第一部会員)	早稲田大学法学学術院教授
	磯村	保(第一部会員)	神戸大学大学院法学研究科教授
	田中	成明(第一部会員)	財団法人国際高等研究所副所長
	長谷部	恭男(第一部会員)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	青山	善充(連携会員)	明治大学法科大学院長
	浦川	道太郎(連携会員)	早稲田大学法学学術院教授
	奥田	昌道(連携会員)	京都大学名誉教授
	戒能	通厚(連携会員)	早稲田大学名誉教授
	長谷川	晃(連携会員)	北海道大学大学院法学研究科教授
	日高	義博(連携会員)	専修大学学長
	山本	敬三(連携会員)	京都大学大学院法学研究科教授
	和田	仁孝(連携会員)	早稲田大学法学学術院教授

要 旨

1. 提言作成の背景

現在、法学系研究者養成は危機的な状況にあり、事態がこのまま推移すると、近い将来において次世代の研究者が著しく不足することが予想され、その対策を講ずることが喫緊の課題となっている。このような事態が生ずるに至った主要な原因は、法科大学院の設置に伴い実務家の養成という面に主要な関心が注がれ、法科大学院設置後の研究者養成のあり方が十分に考慮されず、また、実定法系分野の研究志望者は法科大学院修了後に博士後期課程に進学するという当初の期待が現実とはならなかったことにあると考えられる。個々の大学において、あるいは学会レベルでこうした問題に対処する工夫も試みられているが、問題の核心は法学系研究者養成システムそのものにある、そうした個々の努力では対処できない構造的な不備を克服する必要がある。

2. 現状の問題

現在においては、法科大学院修了者を助教として採用して研究者の道を進ませるといった例外的な措置を別とすると、研究者志望者には、①法学部卒業後に研究大学院の博士前期課程（修士課程を含む）に進学する方法と、②まず法科大学院の専門職課程を経て、博士後期課程に進学する方法とがあるが、一部の大学を除くと、②の方法を制度的に選択して実定法分野について入学者を募集せず、あるいは、研究者志望者に対して②の方法を推奨するのが一般的である。②の方法は、法科大学院専門職課程が博士前期課程の機能を代替しうること、および、その修了者の一定数が博士後期課程に進学することを前提とするものであるが、現状においては、このような前提条件が充たされているとはいえない。

3. 提言の内容

この状況を克服するためには、研究者養成の中核を占めるのは研究大学院であることを根本に据えて、研究大学院の人的・物的な整備を図るとともに、法科大学院がこれを補完する機能を果たしうるように工夫し、研究大学院と法科大学院・法学部との相互連携を適切に図る必要がある。

具体的には、①研究大学院においては、博士の学位取得に向けて、系統的な研究指導体制を確立し、また大学院生に対する経済的支援（授業料免除や奨学金制度）を大幅に拡充する、②とりわけ博士後期課程に在学する者については、「研究職業人」としての位置づけを与えて、それにふさわしい処遇をする、③研究大学院と法科大学院のカリキュラムにおける連携を図るとともに、人的な交流についても相互の障壁を取り払い、法科大学院教員が研究大学院において研究指導を行うことができる体制を制度的に可能とする、④法科大学院における教育内容を、制度の理念に立ち返って、創造的・批判的な法的思考の涵養を図るものとし、研究者志望者にも配慮したカリキュラムの工夫を行う、⑤法学

部における教育が、研究大学院・法科大学院双方の下支えとなる重要な役割を果たすことを再認識し、学生の関心・ニーズに対応しつつ、研究者を志望する動機づけとなるような教育指導に心がける、等の措置・方策が必要である。中期的には、法科大学院制度を法学部・研究大学院との関係で制度的にどのように位置づけるかが大きな課題となるが、これは法曹人口政策のあり方とも関連して、今後さらに多様な観点から検討される必要がある。

目 次

I	提言の作成の背景、経過と目的	1
II	法学研究者養成について生じている困難と隘路	2
III	法学研究者養成に関わる現場の状況の分析	4
	1. 「法学研究者養成のあり方に関するアンケート」の結果分析	4
	2. 個別大学における現況と実践例	6
	(1) 京都大学の事例	6
	(2) 早稲田大学の事例	8
	(3) 北海道大学の事例	9
	3. 学会における取組み事例	11
IV	法科大学院に関連した法学研究者養成の具体的コースの検討	12
	1. 法科大学院と研究大学院の関係	12
	2. 法科大学院修了者と研究者養成の具体的コース	14
	(1) 法科大学院修了者を直接に助教として採用する場合	14
	(2) 法科大学院修了者が博士後期課程に進学する場合	14
	3. 研究者養成における法科大学院の位置づけ	16
V	法学研究者養成の困難と隘路の打開の方策（提言）	17
	1. 現状を打開するための基本的考え方	17
	2. 研究者養成の困難と隘路を打開する当面の対応策	18
	(1) 研究大学院における取組みの強化	18
	(2) 研究大学院と法科大学院の連携強化	18
	(3) 法学部教育における取組み	20
	(4) 法学研究者教員による課題への取組み	20
	3. 中期的課題としての法科大学院のあり方の再検討	21
	別添資料 1	24
	別添資料 2	26

I 提言の作成の背景、経過と目的

2004年4月に68校の法科大学院が創設され（翌年4月に6校が加わる）、2006年3月にはじめての修了生をだしてから5年余を経過したところである。法科大学院は、高等教育機関である大学において法曹養成教育を担当する専門職大学院（従来の研究者養成を目的とする研究大学院と区別され、高度専門職業人の養成を目的とする）として設置され、法科大学院の修了資格は司法試験（国家試験）を受験するための必須の要件とされ、法曹となるためには法科大学院教育を経由することが不可欠となった（ただしその例外として、2011年度から予備試験が実施されている）。これは、それまで大学における法学教育の履修をまったく要件とせず、司法試験の合格のみをもって法曹資格を取得することが可能であった制度からの画期的な転換であった。

法科大学院制度の導入は、このように法曹養成制度の抜本的改革であり、2005年度の時点で74の法科大学院（当時は、1学年学生定員総数約6000人で原則3年履修制）が設置される状況の下、これまでの学部段階における法学教育および研究大学院における法学研究者養成との役割分担と制度的関係、ならびにこれら3つの機能（法曹養成教育、法学教育および研究者養成）を担う人的キャパシティの確保が基本的な検討課題として考えられた。

日本学術会議は、司法制度改革審議会（設置期間は1999年7月—2001年7月）が法科大学院の設置構想を提示し、政府によってその実現が推進されるなかで、すでに早くから法科大学院の実現に係わるこれらの問題について検討し、論点を整理し、必要な提言を行ってきた。それらは、法学教育・法学研究の全体に法科大学院の設置がどのような影響をもたらし、どのような問題を生む可能性があり、それに対していかなる対応が必要であるかを検討するものであり、『法学部の将来 — 法科大学院の設置に関連して』（第2部対外報告・2001年5月）、『法科大学院と研究者養成の課題』（第2部対外報告・2003年6月）および『法科大学院の創設と法学教育・研究の将来像』（第2部対外報告・2005年7月）として公表されている（「第2部」は、2005年10月に日本学術会議の新体制が発足する前の7部制の下での組織であり、法学・政治学分野を担当した）。

最後者の2005年7月の対外報告は、法科大学院教育が実際に始まった中で、現場の状況についてのアンケート調査の分析などを踏まえて、次のように提言した。

「①法学部の将来像は、これまで社会に対して果たしてきた人材養成の役割及び日本社会のリーガル・リテラシーを底支えしてきた役割の基本的意義を自覚しながら、リベラル・アーツ化した法学専門教育ないし再構成されたジェネラリスト教育を基礎に学生の進路選択と社会のニーズに応えることを目標と

する方向において見いだしうる。法学専門教育は、日本社会の求める人材の養成に応えると同時に専門教育の国際的な普遍性と通有性を目指すことが必要である。

②法学研究大学院の将来像は、法科大学院が研究大学院の博士前期課程を代替しうるかどうかの問題であるが、全部代替型は避けるべきであり、一部代替型および非代替型はそれぞれカリキュラムや研究指導に工夫を行い、法曹資格をもった法学研究者の養成に伴う新しい状況と課題に対応する体制と教員の準備が必要にして不可欠である。また、研究者の縮小再生産の危険性に留意し、選択した制度の見直し・再検討を必要に応じて積極的に進めるべきである。

③法科大学院の創設の意義の確認ならびに法学教育・法学研究の新たな構築は、各大学の創意的努力を推進力とする集団的な取り組みのプロセスとして考えられ、日本学術会議はこのプロセスにおいて学術コミュニティーの代表機関として、今後とも俯瞰的、学術的見地から有効、適切な役割を果たす必要がある。」

この提言においては、法科大学院の設置にともなう状況の変化への対応（改革）について、基本的に各大学の創意的努力に期待している。しかしながら、この提言で留意すべき点として指摘した「研究者の縮小再生産の危険性」は、現段階において、法学教育・研究の全体のシステムの基礎をゆるがす深刻な状況にまで進展し、各大学の工夫によって対応できる域を超えてしまったと考えられる。日本学術会議法学委員会は、法科大学院の設置から日を経るにしたがって明らかになってきた法学研究者養成の困難と隘路の打開策を講じるべく、法学系大学院分科会を設置し、審議を続け、この間アンケート調査の実施、公開シンポジウムの開催などを通じて検討を深めてきた。

本提言は、法科大学院の設置と法学教育・研究の全体の関わりについての、日本学術会議における従前の検討と提言を踏まえて、とくに深刻な状況にある法学研究者養成のあり方に焦点をしばり、現状の問題点を明らかにして打開のための提言を行い、あわせて残される中期的課題を示すことを目的とするものである。

II 法学研究者養成について生じている困難と隘路

法科大学院設置後に生じている法学研究者養成の困難と隘路は、研究大学院の院生（若手研究者）の数的減少に端的に示されている。法科大学院設置前の2000年度、2001年度には、博士前期課程（修士課程を含む。以下同じ。）入学者が約2400名、博士後期課程（博士課程を含む。以下同じ。）入学者が約300名を数えたが、法科大学院発足の2004年度以降、これらの数は急激に減少し、2009年度、2010年度では、博士前期課程入学者は約1000名、博士後期課程入

学者は約 200 名にとどまっている。大学院全分野の博士前期課程入学者は、この間 7 万人台から 8 万人台に伸びており、博士後期課程入学者は 1 万 7000 名前後で大きく変動していないことを勘案すると、法学分野における減少傾向は顕著である。法科大学院の入学者数は、開設初年度の 2004 年度が 5766 名、2010 年度が 4121 名である。なお、同じ期間をとると、法学部の入学者数は、約 4 万 5000 人から約 3 万 8000 人に減少している。これは、法科大学院設置にともなって、一定数の大学において法科大学院教員の確保のために法学部学生定員を削減したことを反映している（別添資料 1）。

このように、法学分野における将来の研究者の減少傾向は顕著であるが、その理由は、次のように考えられる。

第 1 に、法科大学院の設置によって、これまでに比べると実現可能性が著しく高まった法曹志望の道（法科大学院）と従来 of 研究者志望の道（研究大学院）が制度的競合（競争）関係に立つこととなり、法学部生にとって研究者のキャリアパスの吸引力が顕著に減退した。

第 2 に、司法制度改革審議会の議論において、また、各大学の制度改革の見通しにおいて抱かれた当初の楽観的見通し、すなわち、少なくとも実定法を専攻する研究者志望者については、研究大学院の博士前期課程を法科大学院で代替することにより、法科大学院経由で博士後期課程への進学者を確保することができるという想定（期待）が外れ、法科大学院経由での研究者志望者がごく少数であるという結果になっている。

第 3 に、司法制度改革審議会は、将来の法科大学院実定法担当教員について法曹資格取得者を原則とするという制度構想を示していたが、これは上記の楽観的見通しに立つものであり、また、将来の研究者志望者が法科大学院を経由せず博士前期課程から研究大学院に入学するというインセンティブを減少させる原因ともなったと考えられる。この制度構想は、これからの法学研究者にとって法科大学院の修了と法曹資格の取得が必須であることを示唆し、研究大学院の独自の存在意義を後退させる意味をもちうる。

第 4 に、上記のような楽観的見通しは、法科大学院の設置が研究者養成を困難にする条件を生み出すという明確な認識を妨げ、研究者養成について、法科大学院におけるカリキュラム対応も十分に行われず、また研究大学院における養成を強化する対応もとくに準備されなかった。もっとも、この点は、法科大学院の設置に際して、実務家の養成目的が過度に強調され、研究者養成のためのカリキュラムを展開することが困難な形で制度が運用されたこともその一因となっている。

第 5 に、総じて、法科大学院制度の導入に際してはこの新しい制度を成功させることに関心と課題が絞りこまれ、法学教育・研究の全体の人的循環、すな

わち、法学部、法科大学院および研究大学院という、法学教育・研究を支える3つの構成部分が、教育をする者と教育を受ける者の両面において相互に関連し合っており、その関連付けを明確にして、人的交流を図るべきことについて、十分な制度的目配りが行われなかった。端的に言えば、法科大学院の設置が研究大学院に及ぼす作用と問題について、出発に際して制度設計上の配慮が決定的に不足したのである。

法科大学院の設置は、法学研究者コミュニティに新たな課題と負担を与えるものであった。法科大学院の教員として法律実務家（裁判官、検察官、弁護士等）の新規の参加があったとはいえ、法学研究に携わる教員の負担は大きなものとなっている。このことは、研究大学院における研究指導の弱体化にもつながることが危惧されている。また、制度的に法科大学院専任教員の多くは、研究大学院の修士課程学生の研究指導を専任として担当することができず（専門職大学院設置基準第5条2項）、たとえば自分の学部ゼミの学生が研究大学院に進学する場合に研究指導ができないという問題が、現場において大きな悩みとして指摘されている。

以上のような若手研究者養成についての困難と隘路は、法学研究者をこれまで多く育ててきた基幹的な大学を含めて深刻であり、後に紹介するように、ごく一部の大学では法科大学院修了者を、博士後期課程に進学させることなく直接に助教に採用する措置を講じているところもあるが、研究大学院における研究者養成制度のあり方を見直すことなしに、助教の制度を研究者養成のために利用することは、本来の制度の趣旨から外れよう。いずれにしても、現段階の困難と隘路を打開し、法学教育・研究の全体システムの持続的運営を可能にする新たな環境の構築が必要となっている。

Ⅲ 法学研究者の養成に関わる現場の状況の分析

まずここでは、法学研究者の養成に関わる現場の状況の把握と分析のために、分科会で実施したアンケート調査、個別大学の事例報告および個別学会での取り組みを取り上げることとする。

1. 「法学研究者養成のあり方に関するアンケート」の結果分析

(1) アンケートの目的

法学委員会法学系大学院分科会では、法科大学院設置後、法学研究者養成に少なからぬ困難が生じているとの認識の下、事態を打開する方向での提言を行う前提として、現状把握のためのアンケート調査を実施した。アンケートの目的は、研究者養成に焦点を合わせ、客観的な情報を把握することにあった。

アンケートは、公共政策大学院等の専門職大学院も含めて、法学研究者の養成に関わる研究機関に送付した。対象機関の性格に即して、A型（法科大学院

が独立大学院として設置されているもの)、B型(法学系研究者養成を行っている大学院のうち、A型を除いたもの)に分類した。B型の内訳は、(a)法科大学院を研究科に包摂する大学院、(b)法科大学院をもたない法学研究科、(c)社会科学系大学院、(d)高度職業人養成大学院である。なお、B型については、研究者養成の実績のある大学院に調査対象を限定するという選別を行っていない点に留意されたい。

(2) アンケートの回答率とアンケート結果の利用方法について

アンケートは2009年12月15日付けで155機関に送付し、2010年1月20日を回答期限として、下表のとおり回答を得た。

	送付数	回答数	回答率
A型	62	42	67.7%
B型	93	49	52.7%

アンケートの回収率は、これまで日本学術会議で実施した同種のアンケートに比べると相対的に低かったが、全体的な傾向は確認できたと考える。とりわけ、印象論的に語られてきた研究者養成の実態(苦境)を数字として確認することができた。ただし、とくにB型において、研究者養成の実績のない機関からの回答が含まれている一方、実績のある主要大学の中に回答しない機関があったため、アンケート結果を単純に数値化して議論をしにくい面がある。

(3) アンケート項目ごとの検討

アンケート結果の全体的分析の概要を(i)で示し、その他の注目すべき調査結果のいくつかを(ii)で取り上げる。カッコ内の数字(「1-1」等)はアンケートの質問項目の番号である。なお、アンケート結果の全体は、本論末尾に添付資料2として掲載した。

(i) アンケート結果の全体的分析

- ① A型とB型の間に、法学系研究者養成(後継者養成)の問題に対する関心の「温度差」がみられた。とりわけ、自由意見欄の内容にそのことが窺われた。
- ② B型の回答からは、法学系研究者養成の将来に対する危機感の存在を窺うことができた(1-7、自由意見)。ただし、一部の機関を除いて、法科大学院の存在を前提にした新たな研究者養成システムが整備されているとはいえない状況にある(1-3)。
- ③ B型の「研究者養成大学院博士前期課程の入学者数(法学系のみ)」の減少は顕著であり、とりわけ、研究者養成の実績のある機関での大幅な減少は深刻な問題である(1-5)。
- ④ 後継者養成の方策(7-1・複数回答)についてB型の回答の約7割が、「研究者希望学生への財政支援」を挙げた点が注目される。他方、A型では、「研究と教育のバランスのとれた研究環境の確保」という回答が4割を占めた点

が注目される。

⑤実務家を研究者として採用することの是非や（5-1）、法科大学院の実定法教員を法科大学院修了者（法曹資格者）に限定することについて（6-1）、A型・B型とも、前者について「候補者次第であり、実務経験と研究業績をあわせて勘案する」、後者について「研究者のキャリアパスを狭くするような考え方はとられるべきではない」、「多様な研究者が教員として教育すべきであり、そのような考え方は豊かな法曹養成の理念に反する」という回答が大半を占め、柔軟な考え方をしていることが確認できた。

（ii）その他の注目すべき調査結果

①法科大学院修了者の博士後期課程への進学について、A型は「いない」の回答がほとんどである。B型も「いない」の回答が4割を占めるが、「いる」と回答した機関も10機関ある。しかし、進学者は23名にとどまる。したがってこれらの回答によれば、法科大学院経由の研究者養成が十分に機能していない実情が確認されうる（1-7）。

②法科大学院における研究者養成のための手当てについても（2-1）、法科大学院経由で博士後期課程に進学した院生に対する手当てについても（3-3）、論文執筆については一定の配慮がなされているが、外国語能力を涵養するプログラムの提供は不十分である。法科大学院経由の研究者にも比較法研究能力が必要ならば、この状況は問題であろう。

③研究者養成のための助教（助手）の利用について、A型・B型とも利用していない機関がほとんどである。一つの機関が助教・助手ポストに35名を採用しているがこれは例外であり、他の利用している機関の過去4年間の実績は0~4名程度であり（4-1）、限定されている。

以上にみるように、アンケート調査の結果によって、若手研究者の減少という困難が生じていること、法科大学院経由の博士後期課程への進学というルートが機能していないこと、研究者養成についての困難が生じているなかで、危機感が共有されながらも法科大学院においても、研究大学院においても十分な対応が行われていないこと、等を現場の状況として確認することができる。また、改善策として「研究者志望学生への経済的支援」を挙げる意見が多いことは、法学分野のみならず、若手研究者・科学者の養成について普遍的な論点であることに留意したい。さらに、法科大学院の（少なくとも）実定法教員に法曹資格を求めるという司法制度改革審議会の制度構想に大半の意見が否定的であることは、重要なポイントである。

2. 個別大学における現況と実践例

以下では、3大学の事例を報告するが、京都大学と早稲田大学の事例は、法

科大学院の設立がもたらした困難な事態のなかでも、大学単位の努力によって従来から大きく落ち込むことなく、健闘している例であり、そのための条件を見ることが重要である。北海道大学の事例は、法科大学院の設置にともない研究大学院の大幅な改革を行い、その機能の強化が追求されている事例である。いずれにしても、新たな法学教育・研究の全体システム(法学部、法科大学院、研究大学院)が安定し持続的なものになるまでの過渡期における積極的対応事例として位置づけられる。

(1) 京都大学の事例

① 研究者養成制度の変更

京都大学では、法科大学院が発足した後、政治学のほか、法学のうち法史学と国際法は、従来どおり、学部から博士前期課程に受け入れるが、それ以外の法学の分野については、制度上は排除しないものの、まずは法科大学院を経て、博士後期課程に進むことを推奨するという方針を採用した。博士後期課程への進学については、学科試験による選考方法のほか、京都大学法科大学院の学生のうち一定以上の優秀な成績を収めた者については、書類選考で進学する道も用意した。京都大学は、事実上、法科大学院が博士前期課程の相当部分(政治学、法史学と国際法以外)を代替するという型を採用したわけである。

これに加えて、法科大学院修了者のうち特に優秀な成績を収めた者については、法科大学院修了後ただちに助教に採用する道も用意した。

② 研究者養成の現況

京都大学では、法科大学院が発足した後、研究者養成の状況は次のように変化してきた。

まず、博士前期課程については、2004年頃から、同課程に進む日本人学生数が顕著に減少した。これは、上記のように、法科大学院に進学することを推奨したことも大きい。その結果、博士前期課程の3分の2以上は留学生によって占められるようになってきている。

次に、博士後期課程については、2006年頃から、留学生の数が増加してきた。もっとも、博士前期課程と比較すれば、博士後期課程では、日本人の数が多いため、留学生の占める割合は3分の1から半分程度となっている。

このほか、法科大学院から直接に助教に採用された者は、2006年以降、毎年1名から4名程度である。助教に採用された者の数と博士後期課程進学者数とを合わせれば、法科大学院の発足前後で、研究者の道に進む者の数は大きく変わっていない。ただし、この2年ほどは、減少傾向にある。

法科大学院から博士後期課程に進学した者と助教に採用された者の合計数は、2006年以降、7名、2名、6名、5名、3名と推移している。これらの者は、実務家になる者も若干いるが、多くは論文を完成し、研究者として就職し

ている。

③ 研究者養成の促進策

京都大学では、法科大学院が発足した後、次のような研究者養成の促進策を採用してきた。まず、法科大学院に在学中の学生に対する促進策として、(i) リサーチペーパーの単位化、(ii) 研究者コースに相当する法政理論専攻との共通科目の設定、(iii) 法政理論専攻の科目を一定限度履修可能とするという方策を採用したほか、研究者養成に関する説明会を開き、研究者志望の学生の把握や勧誘に努めている。

これに加えて、上記のように、法科大学院修了後ただちに助教に採用する道を用意した。また、博士後期課程に進学した学生のうち、成績上位者を法科大学院教育補助スタッフに採用して、報酬を得る機会も提供している。

以上のうち、助教制度の利用は、定員削減の動きのなかで助教のポストの確保が困難となってきたほか、課程博士を取得できないという制度的欠陥を有することから、2011年度より、文部科学省の特別経費を獲得して、法科大学院から博士後期課程への進学を促進することとした。具体的には、博士後期課程に進学する学生のうち、法務博士の学位取得者で、特に優れた資質があり、優れた研究成果をあげることが期待できる者を特定研究学生として採用し、経済的支援を与えることとした。

このほか、法科大学院修了者は外国法研究をおこなうための基礎的素養が十分ではないという問題に対処するために、博士後期課程の最初に、スタートアップ科目として、外国法概論科目のほか、外国法文献読解科目を提供し、スムーズに研究に入ることができるよう支援することとした。

④ 京都大学の事例の特徴

京都大学の事例では、法科大学院が博士前期課程の相当部分を代替する型を前提にして、法科大学院修了者を研究者の道に誘導する政策が基本に置かれている。そこでは、助教のポストを利用してただちに研究者として採用し、または、特別経費を利用して、法科大学院経由で博士後期課程に進学する者の後押しをする（経済的支援）方策がとられている。加えて、研究大学院は、法科大学院からの進学者のために特別のカリキュラムを用意している。このような法科大学院と研究大学院の連携は、法科大学院を同一の研究科の1つの専攻として設置したことによるメリットとして理解できよう。以上のように、京都大学が法科大学院の設置前後を通じて大きな変動なく一定数の若手研究者を確保できていることは、法科大学院の教育課程において研究者を志望する道を積極的に示すほか、助教ポストや特別経費などの制度的に恵まれた条件によるところが大きいと考えられる。

(2) 早稲田大学の事例

① 研究者養成制度について

早稲田大学では、法科大学院発足後も大学院法学研究科の制度をとくに改めず、実定法科目を含めて博士前期課程、博士後期課程を従来どおり存続させた。ただし、法科大学院発足にともない研究者教員の多くが大学院法務研究科（独立大学院としての法科大学院）に移籍し、博士前期課程科目（研究指導）を担当できなくなったために、同課程では、教員が院生個人を個別指導する方式を改め、実定法科目毎に院生を集团的に指導する体制に切り換えた。

法学研究科では、博士後期課程に多くの学生を誘導するために、入口の多様化と間口の拡大（入学条件の負担軽減）を図った。入口の多様化としては、法科大学院修了生（修了予定者）の自己推薦入学・特別推薦入学（法学部助手への採用と併用）、法曹入試を新設した。この内、自己推薦入学は、法科大学院でのリサーチペーパーの作成および、成績がGPA（Grade Point Average）2.8以上を条件にするものであり、特別推薦入学は、法科大学院において3年前期までの成績が上位5%に入る者で、法学研究科担当教員から助手として受け入れる承諾を得ることを条件にしている。また、法曹入試は、裁判官・検察官・弁護士としての実務経験が3年以上の者であり、リサーチペーパーの提出を条件にしている。なお、間口拡大のための入学条件の負担軽減として、上記の場合については従前の学修の成果を考慮して、書類審査と口述試験をするにとどめ、また、従来からの博士後期課程一般入試では、外国語の試験を2科目から1科目（外国人留学生については日本語小論文）に減らしている。

② 研究者養成の現況

早稲田大学では、法科大学院設置後、研究者養成大学院である法学研究科に次のような変化が生じている。博士前期課程入学者は法科大学院設置年（2004年）を境に激減している。この原因は、従前は「腰掛け」のために博士前期課程に入学していた旧司法試験受験生が法科大学院に進路変更をしたことにあるが、過去においては、当初は旧司法試験受験を目指していたながら、研究者養成大学院に在籍する中で研究に興味を覚えて研究者となった者が多かったことを考えると、博士前期課程入学者の減少は研究者養成にも影響を与えていると思われる。これに対して、博士後期課程入学者には大きな変動はない。これは同課程の一定数が従来から外国人留学生により占められていることにも原因があるが、法学研究科において、博士の前期・後期課程一貫教育を進め、博士前期・後期課程間に断絶を生じさせず、前期課程の学生の多くを後期課程にスムーズに進学させる方針を採っている成果であると思われる。

博士後期課程では、現状で不安のある外国法知識の習得のために、海外研究者を招聘した比較法セミナーや海外・日本でのワークショップの開催に努め、また、大学院生の博士論文海外リサーチ派遣にも努めている。もともと、これ

らの事業は、日本学術振興会等の外部の研究支援資金に依存している部分が大
きいため、継続性について問題がある。

③ 早稲田大学の事例の特徴

早稲田大学は、法科大学院を独立大学院として設置し、法科大学院による博
士前期課程の代替を導入せず（非代替型）、研究大学院の努力として若手研究
者確保のために入口の多様化と間口の拡大という政策を展開している。ここ
でも、博士後期課程に法科大学院から進学させる方途の追求が中心の課題とな
っており、また博士後期課程のカリキュラムの充実が図られている。上述したと
おり、博士後期課程への進学者数は、博士前期課程入学者の激減と対照的に、
法科大学院の設置の前後を通じて、これまでの博士の前期・後期課程一貫教育
の成果があつてか、大きな変動がない。早稲田大学は、若手研究者養成のため
の施策のこれまでの蓄積と法科大学院設立後の積極的な対応によって、人数の
うえでは目減りを食い止めていると考えられる。

（3）北海道大学の事例

① 大学院再編成の試み

北海道大学大学院法学研究科では 2002 年度に大学院教育の制度的改革と
授業・研究指導のあり方の再検討を始め、修士課程は研究者養成と総合法政の
2 コース制、博士後期課程においては必修単位や事前論文審査制度（博士後期
課程 1 年次に論文構想報告を行い、以後毎年論文の一部を提出する）等を決め
た。2004 年度の法科大学院設置（法律実務専攻として設置）とともに新制度
を始めたが（定員は修士課程が 30 名、博士後期課程が 15 名）、2005 年度に
公共政策大学院の別置も決まったため（公共政策連携研究部・教育部）、研究
大学院（法学政治学専攻）は再度の再編成作業を行った。

2005 年度から、研究大学院ではコース制を廃止して、研究者と専修的学修を
履修要件で区分し（定員は修士課程 20 名、博士後期課程 15 名）、複式専攻と
複式指導、上記三大学院間（法科大学院、公共政策大学院、研究大学院）での
授業科目の相互乗り入れ、法科大学院修了者の博士後期課程入試要件軽減と助
教採用の可能性等も含めて、教育体制の柔軟化を図った。その一方で、入試制
度は従来そのままとし、修士課程は学内特別選考と一般選考（夏冬 2 回）、博士
後期課程は外国語・論文審査・口述の組み合わせ（留学生については夏冬 2 回）
である。また、博士の学位取得（もしくは博士論文が完成間近となる）の時点
での助教採用という、従前から認められてきたステップも維持している。

他に、大型研究・教育助成プログラムの採択や定期的な研究科内研究会への参
加などを通じて、大学院生に学問的刺激を高めるよう努めている。

② 研究大学院の現況

2005 年度の再編成以降、研究者志望の留学生が増加している。2007 年度

は修士課程入学者 16 名（留学生 8 名）のうち研究者志望が 3 名（留学生 2 名）であり、また、これらの学生が博士後期課程進学を迎えた 2009 年度には同課程入学者 8 名（留学生 5 名）、専攻別には実定法 4 名（留学生 2 名）、基礎法 1 名（同左 1 名）、政治学 3 名（同左 2 名）であった。この傾向は 2010 年度も続き、修士課程の研究者志望入学者 9 名（留学生 6 名）、博士後期課程入学者 8 名（留学生 5 名）であった。とくに基礎法、政治学専攻はほぼ留学生であり、実定法分野でも日本人の研究者志望は少ない。

2011 年 4 月現在の研究大学院生数は、修士課程 56 名（留学生 33 名）、博士後期課程 39 名（留学生 24 名）、研究生 12 名（全員留学生）、特別研究生 3 名（同左）、特別聴講学生 6 名（同上）、科目等履修生 2 名の総計 118 名で、留学生の比率は 66.1%（うち 9 割は中国から）である。

③ 北海道大学の事例の特徴

北海道大学では、法科大学院設立の前後に学生定員の大幅な変更をとまなう研究大学院の改編を行い、とくに 2005 年度以降のカリキュラム再編成は教員にも院生にも概ね受け容れられて定着し、一定の成果が上がったと考えられている。

しかし、その中での課題としては、研究者志望日本人学生の少なさ（専門職大学院と同様に東京入試の必要性が議論されている）、基礎法・政治学の研究者志望減少と就職難（当面改善は見込めないと思われる）、院生間の蝸壺化（専門職大学院を含め院生数が急増し、院生間の意思疎通が低下している）、法科大学院との懸隔（法科大学院が試験対策化しているため研究との疎隔が大きい）、留学生の増加傾向（日本人院生の指導が希薄になる面がある）、授業における語学の問題（院生の語学力のばらつきが大きくなり外国語の指導が難しいことがある）等について、対策の必要性が指摘されている。

北海道大学では法科大学院修了者の博士後期課程への進学について特別の対応策は講じられておらず、むしろ、院生の自主性を軸とする外国大学との共同セミナーの推進等、研究大学院の機能強化それ自体が試みられていると考えられる。

3. 学会における取組み事例

個別の学会における若手研究者養成に関する取組みの事例として、国際法学会の事例を取り上げる。国際法学会では、2007 年 10 月に「国際関係法教育検討委員会」を設置して、広義の国際関係法に関する教育改革の問題に取り組んできた。当初の問題意識は、司法試験選択科目における「国際関係法（公法系）」受験者・合格者の少なさに触発された危機感にあったが、調査・検討を始めると、問題の核心はむしろ法制養成制度改革が既存の研究大学院に与える

影響にあることが直ちに明らかとなり、検討の重点はその問題に移行した。

(1) 実態調査

現状の調査としては、教員である会員に対する 2 度のアンケート、若手研究者会員からのヒアリング、および国際関係法のゼミに所属する学部学生に対するアンケートが行われた。教員対象の最初のアンケート調査（2007 年）では、研究大学院の院生は増加の傾向にあるという結果であったが、その多くは留学生で、教員からは日本人の研究者志望者の減少の原因を指摘するコメントが多かった。2 度目のアンケート（2010 年）も含めて研究大学院院生の減少の原因として指摘されたのは、法科大学院へのシフトと国内実定法科目の重視、国際法の「なじみにくさ」意識の表面化、教員の負担加重と研究者養成プロセスの未整備等である。法科大学院修了者・司法試験合格者からの研究者養成のルートは、国際関係法の場合にはほとんど期待されていない。

若手研究者からのヒアリングでは、とくに奨学金の資格がなくなる在学期間満了後の経済的困難、将来の不確実性、大学の枠を越えた討論の機会の欠如などが問題点として指摘された。学部学生に対するアンケートでは、大学院進学希望者は 22%、そのうち研究者養成コースの希望者は 39%という結果であり、一時は進学を考えたことがある者も含めて指摘された困難は、将来の不安と学費の問題が圧倒的である。なお、若手研究者と学部学生の双方で、進学の動機は学問への関心が中心的で、教員から勧誘を受けた者はほとんどない。

(2) 学会としての意見・提言

以上のような調査と検討の結果として、学会内では次のような意見・提言が整理されている。

まず、国に対する制度改革をも伴う要請としては、①研究大学院を研究者養成の主流と位置づけ、それにふさわしい保障を行う、②研究者としての就職に博士の学位取得を条件とすることを基本とする、③大学院在籍中の奨学金等の手当を充実する、④教員の学部、法科大学院などにおける教育負担を軽減して、研究者養成にあてる時間的余裕を確保する（個別大学での取組みも可能である）、等である。国際関係法分野では法科大学院修了者・司法試験合格者から研究者養成を行うことが至難であり、また、法律実務経験者からのリクルートは部分的には有効だが、研究者養成の中核的部分をこれに依存することはできない。研究大学院の格段の強化がなければ、日本における国際関係法の教育・研究は十数年の内には壊滅的な状況に至るであろう。

つぎに、学会レベルの努力が有効な方策としては、①研究大学院を修了し博士の学位を取得した者に研究職以外の就職の道が開かれていることを広報する、②大学院におけるインターカレッジの研究会等の交流機会の増大を仲立ちする、③学部学生に国際関係法の魅力を理解させ、国際関係法教育の「裾野」

を拓げる、等である。

さらに、個別の大学・大学院ないしは個々の教員の努力が必要な対応策として、①研究大学院の教育・研究を体系化し充実する、②インターカレッジの教育・研究交流を拓げる条件を創出する、③学部教育においても将来の研究者養成に繋がる改革を行い、たとえば、卒業論文指導を充実させ、学生の関連サークル活動を奨励する、④教員が研究者の養成に一定のエネルギーを割くことを可能とする条件を作り出す、⑤教員が研究者の養成は自己の責務の一部であるという自覚を持つ、等が考えられる。

IV 法科大学院に関連した法学研究者養成の具体的コースの検討

1. 法科大学院と研究大学院の関係

法科大学院は、法曹という専門職の養成を目的とする専門職大学院であり、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的」とする（専門職大学院設置基準第2条）。これに対して、研究大学院（従来の研究者養成大学院）は、研究能力・研究者の養成を目的とし、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的」とし（修士課程）、また「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的」とする（博士課程）（大学院設置基準第3条、第4条）。

以上のような制度的振り分けを踏まえて、法科大学院制度の導入に際して、既存の法学分野の研究大学院は、独自の目的と役割を持つものとして存続することが当然の前提とされた。法科大学院は、アメリカ的コンセプトによれば、**professional school** としてのロースクールであり、研究大学院としての **graduate school** ではないことが共通の認識であった。法科大学院の導入を提案した司法制度改革審議会もそのような認識に立って、研究大学院に関わって特別の提言や対策を示すことがなかったが、法科大学院と研究大学院のそれ以後の実際上の関係について、①両者は形式的には独自のものとして両立するが、内容的に連携することが望ましい、②法科大学院教員の少なくとも実定法科目担当者は、将来的には、法曹資格を持つことが期待される、とコメントしていた（『司法制度改革審議会意見書』2001年6月）。

この2つのコメントの背後にある制度イメージは、少なくとも実定法研究者の養成について法科大学院（その修了とそれに基づく法曹資格取得）が前段階としての役割を果たし得るというものである。そこで、法科大学院制度の導入にともなって、少なからぬ研究大学院では、実定法専攻の博士前期課程を法

科大学院の専門職課程で代替する制度を採用し、また、一部の大学では実定法分野について博士前期課程の募集を停止し、同課程を法科大学院によって完全に代替するという制度をとったのである。法科大学院による博士前期課程の一部代替、または全部代替の制度を採る際には、法科大学院を経由した博士後期課程への進学が研究者養成の確かなルートになることが目論まれていた。しかし、それが期待外れに終わっていることは、上記で指摘したとおりである。

それでは、これまでみてきた現状の下、法学研究者養成の具体的なコースは、どのように展開しているだろうか。法学研究者を志す者の側からみれば、従来どおり法学部を卒業してすぐ研究大学院に入るのか、法科大学院を修了した後に研究大学院に進むのがよいのか、さらには、司法試験に合格し、司法修習を終えて法曹資格を取得した後に研究大学院に入るのがよいのか（さらに、例外ではあるが法科大学院修了後に助教に採用されることを目指すのか）、幾つかの選択肢が存在する。なるほど、従来の実定法担当教員の多くは旧司法試験に合格しておらず、また合格した者でも実務修習を経ておらず、実務経験を有しないことから、理論面には強くても、実務との関連への目配りができず、研究・教育の両面においてそれが欠点ないし弱点であるとの批判を受けてきたところであり、研究者養成のプロセスに法科大学院（その修了ないしそれに基づく法曹資格取得）を取り込むことは、法学研究者養成にとって1つの質的改善となりうるであろう。しかし他方で、研究者としての基礎的素養と能力（古典や外国語文献の読解能力、少人数演習を通じた課題意識の醸成、研究論文の執筆作法の修得等）を養うべき博士前期課程を経由しないことのデメリットが考慮されなければならない。

法科大学院制度の発足によって、従来であれば研究大学院に進んだ学生たちの多くが法科大学院に進学したとみるならば、そしてこの状況が今後も続くとするれば、これらの潜在的な研究者志望者が法科大学院修了後どのようなルートで研究者の道に入ることになるかは重要な論点である。ごく少数の国立大学では法科大学院修了者を助教として採用する制度を利用して研究者養成を図り、また、一般的には法科大学院修了者の博士後期課程への進学の道を整備して研究者を育成しようとしている。しかし、こうしたルートは、法学研究者養成にとって、果たして今後も持続可能な、安定的な研究者養成制度といえるだろうか。そのメリット・デメリットを以下に検討する。

2. 法科大学院修了者と研究者養成の具体的コース

(1) 法科大学院修了者を直接に助教として採用する場合

助教ポストの活用は、これを利用できる大学が限られ、かつ、利用できる大学においてもポスト数が限られていること、そもそも研究者養成のための制度

ではないことから、例外的な措置として位置づけざるをえない。また、当事者にとっても、助教の任期が3年程度であり、その間にまとまった研究業績（論文）を作成・公表して就職先を見つけなければならないこと、また、博士の学位を取得するには論文博士の途しかなく（論文博士制度自体が維持されるかどうかも疑わしい）、法学の分野においても博士の学位取得が今後の研究者資格として普遍化するであろうこと（博士の学位を持たなければ、就職の上でも、また国際交流の上でも不利な立場に立たされる）等を考慮すると、デメリットがあり、法科大学院修了者から助教採用の道は、一般的制度として、安定的で持続可能とはいえない。

（2）法科大学院修了者が博士後期課程に進学する場合

この場合には、①法科大学院修了後ただちに博士後期課程に入学し、司法試験は受験せずに研究者を目指す、②法科大学院修了後ただちに博士後期課程に入学するとともに5月の司法試験を受験するが、合格した後も司法修習生にはならず、研究者の道をそのまま歩み続ける、および、③司法試験を受験・合格の後、司法修習を終えて法曹資格を取得した後に博士後期課程に入学する、という3つのルートが考えられる。

①の場合には、年数的には、法学部卒業後ただちに博士前期課程に進学するという従来の研究者志望のルートと同じである。いわば、従来の博士前期課程に代わるものとして法科大学院での教育を経由したことになる。しかし法科大学院の教育目的およびその教育内容は、博士前期課程のそれとは大きく異なるものであるから、研究者養成という視点から見た場合、法科大学院の教育課程がどこまで博士前期課程の内容に代替し得るかが問題となる。一般的に、博士前期課程においては、自己の研究分野に必要な外国法の基礎知識や外国語文献の読解力の習得、論文作成の手ほどきなど、研究者として必要な基礎的トレーニングを受ける。そして博士後期課程においては、博士論文の作成に主眼を置いて自らの研究テーマについて専門的な研究に従事する。したがって、法科大学院を修了して博士後期課程に入学した者は、法科大学院においては行われていなかった研究者としての基礎的トレーニングを、博士後期課程に入ると同時に自らに課していかなければならない。また、法科大学院の修了資格はあっても法曹資格を取得しているわけではないから、何らかの事情で研究者の道を断念した場合に、法曹の道を選ぼうとする可能性は乏しい（一定の年数が経過すると、司法試験の受験資格が消滅する）。

②の場合には、法曹資格を取得しないという点では①の場合と異ならないが、司法試験に合格していることから、研究者の道から法曹への道に方向転換したい場合には司法修習生になる道が開かれているという利点がある。もっとも、研究者としての基礎的トレーニングを博士後期課程において自らに課してい

かねばならないことは、①の場合と同じである。

③の場合には、年数がかかりすぎるという大きな難点がある。法科大学院修了から司法修習を終えて法曹資格を取得するまでの期間は、最短で1年8カ月（法科大学院修了が3月末で、同年5月の司法試験に合格し、司法修習を終えて法曹資格を取得するのは翌年の11月以降）、博士後期課程の入学時期は4月とされるのが通常であるから、入学までの期間は通算すれば満2年を要する。法曹資格を取得した後に博士後期課程に入る場合、法科大学院および司法修習で得た法知識と実務的能力からすれば、3年間の博士後期課程において研究者としての能力をマスターし、研究者としてスタートするにふさわしい業績を上げることは決して困難ではないであろう。しかし、ここでの障害と考えられるのは、外国法文献、とりわけ英語文献以外の外国法文献の読みこなしという忍耐を要する作業に半年ないし1年間営々と従事する努力をその年齢になって払うことができるかどうか、また、同期の仲間が相当程度の収入を得られる職に就くのに自分は授業料を払うべき学生の身分しか得られず、しかも将来の研究者ポストの保障が存在しないという不安定な状況に耐えられるかどうかである。

いうまでもなく、法学研究者の研究内容・手法は多種多様であってよく、上に述べた外国法の知識や外国文献の読解力は、すべての研究者が備えるべき能力というわけではない。しかし、日本の実定法が明治期以来外国の法典や外国法の議論に依拠しながら発達を遂げてきたこと、したがって法制度の根本に立ち返って、その本質に迫ろうとするときには、その基礎をなしてきた外国の法制度を歴史的・体系的に研究することが有益であることは否定できない。これに加えて、大陸法系と大きな対照をなす英米法研究の重要性、法の国際化に伴う近時のグローバルな法制度の変容、EU法における法の統一化をめぐる動向、アジア法の新展開等に鑑みると、今後とも外国法ないし国際的な法の動きの理解と比較法研究は一層重要性を増すであろう。また、日本の法学研究の成果を世界に発信し、国際的学術交流を進める上でも外国語の知識と能力は不可欠ともいえる。これらは、研究者の基礎能力として、研究大学院において養成されるべきものであり、①・②・③のいずれの場合においても、博士前期課程におけるトレーニングを、少なくとも一定の範囲で代替しうるようなカリキュラムの工夫が必要となろう。

3. 研究者養成における法科大学院の位置づけ

以上の検討を踏まえて、研究者養成における法科大学院の位置づけについて整理しよう。

法科大学院設置後の法学研究者養成において、研究大学院が法科大学院の存

在を無視して研究者養成を進めることは現実的ではなく、また、適切でもない。したがって、法科大学院修了者を研究者として養成する具体的方策を立てる必要がある。上記のように、ここでは、法科大学院修了者を博士後期課程に進学させることなく直接に助教として採用する方策および法科大学院修了者を博士後期課程に進学させる方策の 2 つがある。前者については、一般的な方策としては通有性がなく、かつ、制度的にみても本則的あり方といえず、当事者にとってもデメリットが予想され、若手研究者の当面の確保のための例外的措置と位置づけるべきであろう。

法科大学院修了者を博士後期課程に進学させる道は、法科大学院と研究大学院がそれぞれの所期の役割を果たしながら、かつ、研究者養成において連携する道として今後とも重要な意義をもつ。この場合の核心的問題は、法科大学院の課程が博士前期課程を少なくとも一定程度代替しうるために、研究者養成の観点から法科大学院と研究大学院がそれぞれ必要かつ適切な対応措置を行うことである。研究大学院がとるべき対応は、いうまでもない。実定法や法実務の知識を十分に獲得しているが、博士前期課程における研究者としての基礎的訓練が不十分である若手研究者にふさわしいカリキュラムを準備し、支援体制をつくることである。

法科大学院の対応については、法科大学院のあり方に関わる基本的な問題がある。法科大学院の設置とともに博士前期課程について代替型を採用した大学では、法科大学院から博士後期課程への進学を見込んでいたが、法科大学院における研究者志望者をエンカレッジし、研究者養成に資するようなカリキュラムが必ずしも提供されたわけではない。法科大学院の教育は、発足から日を経るにしたがい司法試験合格の圧力の下で、多くの法科大学院において司法試験受験を念頭に置いたものに収斂するという実態が存在する。しかし、法科大学院の当初の理念によれば、法科大学院は専門職大学院として位置づけられ法曹養成を目的とする教育機関ではあっても、単に実務的な高度の法技術の修得に終始するのではなく、学問研究に裏付けられ、学習を通して法律の解釈・適用における法的思考の奥深さ、学問研究の魅力を感じ得ることのできるような教育の場であることが目指されるべきものである。法科大学院をそのような教育の場として作り上げることが、法科大学院の所期の目的に適うことであり、同時に法科大学院が研究者養成において研究大学院と連携して役割を果たすための要件となろう。この中で、法科大学院学生の中から研究者になりたいとの志を抱くに至る者が現れるであろうし、また、当初から研究者を志望しつつ法科大学院に入学した者がその志を持ち続け、法科大学院において多様な法分野に精通し、また実務的な観点を学び取ることにより、将来研究者となる上でもプラスになるものを獲得できるであろう。法科大学院には、以上のことのゆえ

に、研究者志望を動機づけ、あるいはそのような志望を抱く学生を支援・促進するカリキュラム等の準備が強く期待される。

法学研究者養成を前進させるためには、以上のように研究者養成における法科大学院の役割を適切に位置づけることが必要であるが、これと合わせて、研究者養成において研究大学院が中軸としての位置を占めており、この強化なしには持続的で安定した研究者の再生産ができないことを確認しておく必要がある。

V 法学研究者養成の困難と隘路の打開の方策（提言）

1. 現状を打開するための基本的考え方

法科大学院の創設は、大学における法曹養成教育を法曹養成制度の中核に据えるものとして、画期的な意味を持つ改革であったといえる。法科大学院が所期の理念を実現し社会の要請に応える質の高い法曹を生み出すことは、法学研究者コミュニティーの責務であるといえる。他方で、法科大学院制度の導入に際しては、主たる関心が法曹養成制度の改革に向けられ、法科大学院の創設が法学部における法学教育および研究大学院における研究者養成とどのように関連し、いかなる影響を及ぼし、それによってどのような対応が必要となるかについて、制度設計上のシミュレーションが十分に行われず、各大学の現場にその対応が委ねられた。われわれが直面している法学研究者養成の困難は、こうした制度的対応の不足の結果であるといえる。

法学研究者養成が困難に陥ることは、法学教育を担当する教員の再生産に障害をもたらすばかりか、法科大学院教員のリクルートにも支障を生じることになる。法学教育に十分な手当てが行われなければ、法科大学院に進学し法曹を目指す学生を育てることにも隘路が生まれる。法学部教育、法科大学院における法曹養成および研究大学院における研究者養成は、相互に関連する全体システムとして法学研究者コミュニティーが担っており、それゆえ持続可能で安定した法学研究者養成こそがこの全体システムを維持する基礎条件であることは論をまたない。この現状認識の下に、次のような基本的考え方が打開の方策の前提となろう。

第1に、現段階は、法科大学院の創設という画期的な改革が、上記の全体システム（学部の法学教育、法科大学院における法曹養成教育、および研究大学院における研究者養成）における歪みと問題を生み出しており、これを修正してバランスのよい好循環をつくり出す改革を行うべき調整期（改革のひずみの補正期）にある。

第2に、全体システムがバランスのよい好循環に入るためには、3つの部分システム間の人的、物的資源配分の合理的調整が行われ、それぞれにおいてひ

ずみと問題に対応する改善が進められなければならない。

第3に、法学研究者の養成を担う中核的機関は研究大学院であり、研究大学院の人的、物的な整備・充実および、そこにおける研究者養成機能の抜本的強化が重要である。また、研究大学院は、法科大学院と連携して、法科大学院教育を研究者養成のシステムの中に位置づけ、これを活用すべきである。

第4に、法科大学院は、法曹養成機能を果たしつつ、研究者養成においても補完的な役割を果たすことが期待される。そのような補完的役割が実効的に果たされるためには、法科大学院教育が当初の理念に立ち返って、司法試験に偏した教育に陥ることのないよう、教育内容のあり方を見直すことがとくに重要である。

第5に、学部における法学教育は、社会の法的リテラシーを支える法学士を養成する専門教育を担い、またその中で法曹および法学研究者として育ちうる人材を養成する役割を果たすべきものである。それゆえ、学部の法学教育こそ、法学教育・研究の全システムが社会的な存在意義を発揮し、持続可能な循環を達成する土台となるものであり、その機能の整備と強化が必要である。

2. 研究者養成の困難と隘路を打開する当面の対応策

(1) 研究大学院における取組みの強化

研究大学院においては、研究者としての基礎的能力の訓練から博士論文作成指導に至るまで系統的な研究指導体制を整備することが必要である。この上で博士の学位取得を研究者養成の原則型とするべきである。今後、博士の学位は、国内的にも国際的にも普遍的な研究者資格となり、また、とりわけ法学分野では法曹資格に対する研究者資格としての博士の学位が重要な意味をもつ。研究指導においては、留学や国際学術交流の機会を積極的に位置づけ、研究大学院が相互に、また、関連する学会とも連携・協力して、大学院学生のインターカレッジな自主的研究活動の機会を促進することも必要である。

大学院学生の研究・教育条件の改善は、個々の大学で対応できる範囲においては、それぞれ努力を払うべきであるが、大学院学生の経済的支援については国の奨学金制度の抜本的拡充・活用と授業料免除の拡大が要請される。また、博士後期課程在籍者を「研究職業人」として位置づけ(日本学術会議『日本の展望—学術からの提言2010』2010年、39頁)、経済的自立を可能とする公的財政支援体制の確立がぜひとも望まれる。

(2) 研究大学院と法科大学院の連携強化

研究大学院と法科大学院が研究者養成において連携を強化することは、当面の対応策としてきわめて重要である。しかし、現状において、両機関相互の連絡協議の体制は、実施したアンケート調査の結果からみると、必ずしも十分とはいえない。両者

間に恒常的な連絡協議体制を作ることがまず必要である。

研究者養成についての両者の連携の1つとして、カリキュラムにおいて法科大学院と博士前期課程に共通の科目を設定すること、また、法科大学院から博士後期課程に進学する者のために、研究者養成に必要なかつ適切な科目を設定すること等がとくに重要である。また、法科大学院においても、研究の基礎的能力の訓練に関わるような科目を設定すること、研究者志望学生へのガイダンスの実施等、博士後期課程への進学について適切な支援に取り組むことが要請されるほか、カリキュラムの内容においても、実務の現状を無批判に受け入れる弊に陥らないよう、批判的・創造的な法的思考の涵養に十分に留意する必要がある。これに関連して、法科大学院の第三者評価においても、研究者志望学生に対する支援の取組みが法科大学院の1つの役割として積極的に評価されるべきである。

大学の現場においてとくに問題となっているのは、法科大学院専任教員による研究大学院学生の研究指導についてである。専門職大学院設置基準および大学院設置基準は、それぞれの教育の質を確保するために必要な専任教員数を定めており、一人の教員を法科大学院と研究大学院の専任教員としてダブルカウントすることは認められない。ただし、法科大学院設置後の10年間(2013年度まで)については過渡期の措置として、法科大学院専任教員は、その数の3分の1を超えない範囲で研究大学院の博士前期課程の専任教員を兼ねることができ、また、博士後期課程についてはこの3分の1の限定なく専任教員を兼ねることができるとされている(専門職大学院設置基準附則第2項)。それゆえ、現在でも博士前期課程については、法科大学院の専任教員の多くが研究指導に専任として携わることができず、このことが現場の悩みとして出されていたが、2014年度以降、法科大学院専任教員は、博士前期課程と博士後期課程を問わず、研究大学院における研究指導に専任として全く関わることができなくなる。

専任教員数を確保し、教育の質を担保する設置基準の考え方はそれとして正当であるが、専任教員数の要件は、学生定員との関係において意味があるとしても、実際の研究指導に当たることができるかどうかについて、専任教員であるかどうかを重視することは必ずしも適切とはいえない。ある大学の同一専門分野について1名の教員しかいない場合、この教員が法科大学院に配置されると、その専門分野の研究指導ができないということでは、研究者養成の可能性が著しく制約されることになる。また、同一分野に複数の教員がいる場合であっても、大学院生の研究テーマによって、法科大学院に配置された教員の研究指導を受けることがより適切であることもまれではない。大学院設置に必要な教員数にとらわれて、これらの可能性を否定することは、研究大学院と法科大学院が連携して、研究者養成のシステムを充実させるという趣旨に悖るものである。法科大学院設置後の法学研究者養成の困難な事態に鑑みて、また、全体システムにおける部分システム相互間の人的資源の合理的調整という視点

からも、当面の措置として、附則の過渡期規制をさらに延長するとともに、研究大学院において研究指導に当たる教員の資格について、根本的な見直しを図る必要があり、この点についての再検討を、これらの基準策定・運用に責任を持つ文部科学省に要望したい。

(3) 法学部教育における取組み

法科大学院の構想が論じられた過程においては、アメリカのロースクールがモデルとされたことに関連して、法学部不要論(アメリカには制度としての法学部がない)が一部ではあったが有力に唱えられた。しかし、日本の法学部は、上述のように、法学士の育成を通じて広く日本社会の法的リテラシーを確保し、かつ、法学専門教育によって法曹のみならず、社会の各分野で活躍する多様な人材を育成する役割を担ってきている。このような法学部の社会的存在意義についての評価は、法科大学院の設置によっても変わることはないものであり、問題は、法科大学院後の新たな条件を勘案しながら、学部における法学教育をどのように充実させるかにある。

法学教育による法学士の育成がどのような内容をもつべきかについては、現在、日本学術会議において、国際的な状況をも参照しながら、日本の法学教育の共通の目標を検討する作業が進められている(「法学分野の参照基準検討分科会」において審議中)。このような検討は、すべての学術分野で取り組まれる予定である。ただし、共通の教育目標が「参照基準」として示されることになっても、それは具体的なカリキュラムを指示するような性質のものではなく、あくまで参照基準にとどまり、これを参照する個々の大学において、その創意によるカリキュラム編成が期待されている。

学部の法学教育においては、社会のなかで法的リテラシーをもった市民として活動できる能力の養成を基本として、法曹志望などを含めて学生の進路志望に応じてコース制等が設けられることが一般的であろう。法科大学院への進学を志望する学生については、法科大学院での教育内容を勘案して法学教育において習得すべき内容を明らかにし、法科大学院での法曹養成教育との連携を図ることが重要である。同時に、法学研究者を志す学生のためにもカリキュラム上の工夫と教員の指導の強化が必要である。さらに、学部教育に当たる教員が授業、ゼミの指導やサークルでの交流などを通じて、法学研究に対する学生の関心を呼び起こし、これを促進する工夫を行うことも重要である。

(4) 法学研究者教員による課題への取組み

法科大学院設置後の深刻な問題の1つは、法学研究者教員の負担の増大である。これは、法曹養成機能を新たに大学が引き受け、70を超える法科大学院を一挙に設置したことによって当然に生じたことであるが、これにさらに法学研究者養成の困難さが加わるという状況になっている。

法学研究者コミュニティは、この状況のなかで、学部の法学教育、法科大学院の法曹養成教育そして研究大学院の研究者養成という全体システムを担って、それぞ

れの所期の使命を果たすべき課題を負っている。各大学においては、それぞれの部分システム間の人的資源の合理的調整を進め、法学研究者教員が一体となって、この課題に取り組むべきであり、研究大学院と法科大学院との間の壁を取り払うべきである。同時に、各大学は、可能な限り、研究者教員の研究・教育条件の改善に努力しなければならない。サバティカル制度の活用、外国研修の促進、国際的、学際的、専門分野毎等の多様なレベルにおける共同研究の活用、実務家との研究交流の強化等、に取り組むことが重要である。

研究者養成と法学研究者教員の関わりについてとくに述べておきたい。大切なことは、研究者志望の学生をどのようにして発掘するかである。早い段階から研究者になるという確固たる志を有する者はむしろ例外であろう。学生は学部において、あるいは大学院において様々な研究者に出会い、その生き方や思想に共感を覚え、次第に研究者への志を育むといった経路を辿るのが通常であろう。それゆえ、法学部の早い段階から、学生に対して研究者になりたいという意欲を引き出すような工夫を教員の側で真剣に考えることが重要である。また、法科大学院においても、学習が進み、法学の理解が深まるにつれて、自分は実務家よりも研究者になる方が向いているのではないかと考える学生もいるであろう。このような学生を適切に研究者の道へと導くためには、法学部、法科大学院、研究大学院の間の障壁をなくして、研究大学院の教員も、法科大学院の教員も、法学部の授業の一部を担当する等、何らかの形で法学部の学生と接触する機会を広く確保することが必要である。また、法科大学院の学生が演習や研究会などを通して研究大学院の教員と接触する機会があれば、研究者志望の学生にとって有益であるだけでなく、研究への関心を喚起し、これを深める機会ともなる。このように法学部、法科大学院、研究大学院の間での人的交流をはかり、一体として全体システムの土台である法学研究者養成に携わるべきである。

3. 中期的課題としての法科大学院のあり方の再検討

法学教育・研究の全システムが持続的に発展できるためには、現行の法科大学院のあり方を再検討することが必要である。その眼目は、学部における法学教育および研究大学院における研究者養成との連携関係を制度的に明確にすることである。

学部の法学教育との関係では、現行の法科大学院が法学未修者の3年制コースを原則にしていることに対して、学部の法学教育との連携を明確にし、既修者2年制コースを原則にすることが一つの選択肢として検討されてよい。もちろん法科大学院がすべての分野の出身者にオープンなものであるという考え方は重要であり、未修者の入学を積極的に推進し、適切なカリキュラムを用意すべきことはいうまでもない。しかし、学部の法学教育との連携関係を明確にすることは、学部の法学教育の資源を無駄にせず、法科大学院に対する位置づけを制度的に明らかにするという意味でも重要である。

研究大学院との連携は、法科大学院修了者の博士後期課程への進学を積極的に位置づけ、法科大学院に研究者養成について補完的な役割を与えるということである。これを実効的に進めるためには、上記のように、司法試験の受験に偏しがちな法科大学院教育を法科大学院の所期の理念に立ち返らせる必要がある。法科大学院の創設によって期待された法曹像は、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」というものであった(『司法制度審議会意見書』2001年6月)。このことのゆえに、従来の司法試験という「点」による選抜から「プロセス」としての新たな法曹養成制度(法科大学院を中核的機関とする法曹養成教育)への転換が求められたのである(『法科大学院の設置基準等について(答申)』中央教育審議会、2002年8月の説明)。これを踏まえてさらにいえば、現代の法曹は、社会で生起する新たな法的紛争の解決に際して、習得した既存の法知識のみに頼るだけでは十分でなく、実践のなかで研究し、創造的な法実務を形成することを必要とする。その意味で法科大学院の教育は、researcher in practice の養成を目的とし、研究者養成と重なる側面をもつべきものといえよう。

このような法科大学院の理念に対応して、司法制度改革審議会は、司法試験合格率を7割から8割というレベルで見通していた。これに対して現在の低い合格率(2割から3割)は、多くの法科大学院にプレッシャーとなり、こうした司法試験のあり方が、法科大学院教育においても司法試験に対応する受験勉強型の教育を余儀なくさせているとの指摘がなされている。司法試験合格率は、合格者数をどの程度にするか、法曹人口の増加の程度をどのように考えるか、また、司法試験を資格試験としてとらえるか選抜試験としてとらえるか、法曹人口のあり方を人為的に規制することが適切か、法曹として必要な最低限度の能力とはどのようなものであるべきか等、一連の法曹養成政策と不可分に関わる問題である。それゆえ、研究大学院と法科大学院の研究者養成における連携の最終的成否は、こうした法曹養成政策の今後の検討にかかる中期的課題となろう。

以上の中期的課題については、今後あらためて審議することが必要である。

以上

「法学部」及び「法学系研究科」並びに法科大学院の学生数の推移															
法学部				法学系研究科(修士課程)				法学系研究科(博士課程)				法科大学院			
	在籍者	志願者	入学者	在籍者	志願者	入学者	在籍者	志願者	入学者	在籍者	志願者	入学者	在籍者	志願者	入学者
H10	201,703	300,506	47,743	H10	4,028	5,568	1,764	H10	1,221	580	297	H10			
H11	200,295	283,753	47,181	H11	4,470	5,862	2,047	H11	1,290	619	308	H11			
H12	197,611	268,447	45,460	H12	4,995	6,620	2,329	H12	1,317	561	300	H12			
H13	194,210	275,957	44,974	H13	5,410	6,973	2,394	H13	1,396	547	301	H13			
H14	192,275	320,436	45,927	H14	5,152	5,839	2,054	H14	1,433	584	296	H14			
H15	188,439	316,746	43,215	H15	4,619	5,035	1,778	H15	1,389	489	266	H15			
H16	183,526	297,186	41,067	H16	3,720	3,161	1,263	H16	1,341	526	273	H16	5,766	74,140	5,766
H17	178,876	269,111	40,320	H17	3,225	3,017	1,312	H17	1,283	504	245	H17	11,043	29,425	3,516
H18	172,748	255,897	40,132	H18	2,870	2,572	1,136	H18	1,269	508	261	H18	14,260	40,420	5,776
H19	169,013	282,012	40,065	H19	2,535	2,262	1,056	H19	1,243	467	242	H19	15,095	44,782	5,709
H20	166,102	274,678	38,861	H20	2,367	2,092	1,001	H20	1,192	431	215	H20	14,973	39,330	5,393
H21	163,357	264,253	38,206	H21	2,267	1,991	958	H21	1,118	375	192	H21	14,200	29,230	4,843
H22	162,669	266,764	38,370	H22	2,253	2,069	1,009	H22	1,106	409	213	H22	12,879	23,920	4,121

※学部については、「学部別」を調査単位とする集計結果の中の「法学部」のみを対象とし、「法経学部」等を含まない。

※法学系研究科(修士課程・博士課程)については、「研究科別」を調査単位とする集計結果の中の「法学研究科」及び「法学政治学研究科」のみの人数を集計対象とする。

学生数全体の推移(専門職大学院を除く)

	学部			修士課程			博士課程		
	在籍者	志願者	入学者	在籍者	志願者	入学者	在籍者	志願者	入学者
H10	2,428,269	3,919,634	590,743	123,255	106,476	60,241	55,646	19,454	15,491
H11	2,448,804	3,592,270	589,559	132,118	112,553	65,382	59,007	20,461	16,276
H12	2,471,755	3,451,272	599,655	142,830	123,017	70,336	62,481	21,379	17,023
H13	2,487,113	3,512,301	603,953	150,797	126,725	72,561	65,525	21,502	17,128
H14	2,499,147	3,690,314	609,337	155,267	126,564	73,636	68,245	21,647	17,234
H15	2,509,374	3,796,798	604,785	159,481	127,668	75,698	71,363	22,550	18,232
H16	2,505,923	3,670,659	598,331	162,712	128,025	76,749	73,446	22,253	17,944
H17	2,508,088	3,589,251	603,760	164,550	126,693	77,557	74,907	21,686	17,553
H18	2,504,885	3,510,620	603,054	165,525	125,227	77,851	75,365	21,037	17,131
H19	2,514,228	3,585,774	613,613	165,219	121,616	77,451	74,811	20,773	16,926
H20	2,520,593	3,625,047	607,159	165,422	120,593	77,396	74,231	20,003	16,271
H21	2,527,319	3,626,973	608,731	167,043	122,084	78,119	73,565	19,689	15,901
H22	2,559,191	3,751,050	619,119	173,831	130,556	82,310	74,432	20,494	16,471

【別添資料2】

「法学系研究者養成のあり方に関するアンケート」の調査結果

2011年1月20日

日本学術会議（第21期）法学系委員会・法学系大学院分科会

I アンケートの趣旨

(1) アンケートの目的

日本学術会議（第21期）法学委員会法学系大学院分科会（広渡清吾委員長）では、法科大学院設置後の法学研究者養成において少なからぬ困難が生じているとの認識のもと、事態を打開する方向での提言をするための前提として、現状把握のためのアンケート調査を実施することとした。

法学系大学院分科会では、第2回会議（2009年4月17日）以降、アンケートの目的や対象等について議論を重ね、研究者養成に焦点を合わせた客観的な情報把握を目的とするアンケートを作成した。アンケートは、公共政策大学院等の専門職大学院も含めて、法学研究者の養成に関わる研究機関に送付し（155機関）、(2)にあるとおりの回答を得た（2009年12月15日付けで送付。回答期限は2010年1月15日）。

第5回会議（2010年3月4日）以降、3回の会議での検討を得て、法学系大学院分科会として下記の分析結果を得た。

(2) アンケートの対象機関

① 対象機関の性格

A型：独立法科大学院：独立大学院として設置されている法科大学院。

B型：法学研究科等：法学系教育を行っている大学院のうち、A型を除いたもの。具体的には、(a)法科大学院を内包する大学院（法科大学院を一専攻とするもの）、(b)法科大学院をもたない法学研究科（法科大学院が組織として独立している、あるいは法科大学院組織がない）、(c)幅広い専攻分野をカバーする社会科学系大学院、(d)高度職業人を養成する大学院といった、異なる性格の大学院が含まれる。

なお、法学研究科と法科大学院が別組織になっている場合、●印のついた質問項目は法学研究科、★印のついた項目は法科大学院が回答するものとし、無印の項目については原則として、それぞれの部局において回答するものとした。

② アンケートの送付と回答状況

	送付数	回答数	回答率
A型	62	42	67.7%
B型	93	49	52.7%

II 全体的分析

(1) アンケートの回収率とアンケート結果の利用方法について。

A型では回答率の低さ（一部のみの回答を含む）は、研究者養成に対する消極的スタンスを示すものとの評価も可能である。しかし、研究者養成を担ってきた大学の多く（9の国公立大学と1の私立大学）はB型であること、A型のうち研究者養成を担ってきた大規模大学からの回答がなかったことを踏まえると、アンケートの回収率と回答内容から直ちに、A型の機関が研究者養成に対して消極的スタンスを取っていると結論することには慎重であるべきであろう。

B型では、法学系研究者養成の実績のある主要大学の中に回答をしない機関があった。また、B型の多様性ゆえに、法学系研究者養成の実績のない機関からの回答が含まれており、このような機関はどちらかといえば、「研究者市場における顧客の観点」から回答している。

アンケートの全体的評価としては、①回収率は低かったが、全体的な傾向は確認できたと考える。とりわけ、印象論的に語られていた研究者養成の実態をある程度、数字として把握することができた。ただし、

②研究者養成の実績のない機関からの回答が含まれている一方、実績のある機関の中に回答をしていない機関があるため、アンケート結果を単純に数値化して議論をしにくい面がある。

(2) アンケート結果の全体的分析

①A型とB型の間に、法学系研究者養成（後継者養成）の問題に対する関心の「温度差」がみられた。とりわけ、自由意見欄の内容にそのことがうかがわれた。

②B型の回答からは、法学系研究者養成の将来に対する一定の危機感を窺うことができた（1-7、自由意見）。ただし、一部の機関を除いて、法科大学院の存在を前提にした新たな研究者養成システムが整備されているとはいえない状況にある（1-3）。

③B型の「研究者養成大学院博士前期課程の入学者数（法学系のみ）」の減少は顕著であり、とりわけ、研究者養成の実績のある機関での大幅な減少は深刻な問題である（1-5）。

④後継者養成の方策（7-1・複数回答）についてB型の回答の約7割が、「研究者希望学生への財政支援」を挙げた点が注目される。他方、A型では、「研究と教育のバランスのとれた研究環境の確保」という回答が4割を占めた点が注目される。

⑤実務家を研究者として採用することの是非や（5-1）、法科大学院の実定法教員を法科大学院修了者（法曹資格者）に限定することの是非について（6-1）、A型・B型とも柔軟な考え方をしていることが確認できた。

Ⅲ アンケート項目ごとの検討

1 研究者養成大学院と法科大学院の関係について

（1-1） 法科大学院の設立によって、法科大学院と研究者養成大学院との組織上の関係は、どのようになっていますか。①～④のいずれかを○で囲んでください。

①法科大学院は独立の組織として設立されたので、それぞれ組織的に独立している。

②法科大学院は従来の研究科の1専攻として設置され、組織的に独立していない。

③法科大学院の設立によって研究者養成大学院はそれに統合し、廃止した。

④その他（具体的にお書き下さい）

	①	②	③	④	無回答
A型(42)	32	0	2	5	3
B型(49)	33	9	0	5	2

【A型】

- ・A型の多くは研究者養成の実績のない機関が多い。法科大学院が無理をして広く設置されたことがわかる。
- ・周知の事実を確認できた。

【B型】

- ・周知の事実を確認できた。

（1-2） （1-1）で、①と回答した機関にお尋ねします。法学研究者養成について法科大学院と研究者養成大学院の間で相談や協議がよく行われていますか。①～④のいずれかを○で囲んでください。

①よく行われている。

②ときどき協議する。

③ほとんど行われていない。

④まったく行われていない。

	①	②	③	④	無回答
A型(32/42)	3	5	18	6	10
B型(33/49)	2	13	13	5	16

【A型】

- ・③と④が大半を占める。研究者養成への対応に余力はない。
- ・①と回答した3機関は法科大学院が安定しており、研究者養成について一定の実績を有する。
- ・法科大学院設置時の学部内の対立の「しこり」が影響している可能性。

【B型】

- ・①と回答した機関はどちらも博士前期課程を廃止している。
- ・A型とB型の回答を比較すると、25大学のうち8大学で回答が異なる。そのうち6大学について、A型は③、B型は②を選択。微妙な意識の差異がある。

【全体】

- ・A型のほうが協議不足を感じている（③が最多）。
- ・A・B両方の回答があった大学のうち、両方とも④を選んだのが3大学あった。

(1-3) 研究者養成における法科大学院と研究者養成大学院との実質的関連はどのようになっていますか。①～④のいずれかを○で囲んでください。

- ①研究者養成の博士前期課程（修士課程を含む、以下同じ）は、全面的に法科大学院の課程で代替している。
- ②実定法系の研究者養成の博士前期課程は、法科大学院の課程で代替している。
- ③研究者養成は、法科大学院の課程と関わりなく行っているが、法科大学院の修了者が博士後期課程に進学する道を開いている。
- ④その他（具体的にお書き下さい）

	①	②	③	④	無回答
A型(42)	1	0	23	10	8
B型(49)	1	3	27	9	9

【A型】

- ・③が多いということは、多くの大学が研究大学院改革に着手しないまま、A型とB型が並列的に存在している実態の反映と解される。
- ・法科大学院を修了すれば博士後期課程に進学できるのは当然。問題は進学を支援する態勢になっているか。その点の認識が希薄。

【B型】

- ・法学・政治学系一般について問う質問になっているので③の回答が多くなった。

【全体】

- ・B型で②を選択したのは、研究者養成に実績の国立大学である。一部の機関を除いて、法科大学院設置後も、従来の研究者養成システムを維持していることが窺われる。

● (1-4) 法科大学院の設立後に研究者養成大学院の学生定員（政治系を含む）に変動はありましたか。2003年度と2009年度の定員の変化についてお答えください。①～④のいずれかを○で囲んでください。

- ①変動はない。
- ②増加した。
- ③減少した。
- ④その他（具体的にお書き下さい）

	①	②	③	④	無回答
B型(49)	24	0	19	3	3

【B型】

・①と③の回答が多い。予測通りの結果といえる。

●（1－5） 法科大学院の設立後に研究者養成大学院博士前期課程の入学数（法学系のみ）に変動はありますか。①～④のいずれかを○で囲んでください。

また、2003年度と2009年度の入学者の実数を教えてください。その際、入学者のうち、留学生の数を内数で示してください。下記の「入学者の実数」の欄内にご記入ください。

- ①変動はない。
- ②増加した。
- ③減少した。
- ④その他（具体的にお書き下さい）

	①	②	③	④	無回答
B型(49)	12	2	26	5	4

【B型】

・実定法系の減少は顕著。2003年度入学者が30人以上の大学院のうち、増加は1校のみ（e: 30→36）。
 ・2003年30人以上の大学院で減少傾向が顕著。
 ・実定法科目について、法学系教員養成の伝統のある大学院の多くで、入学数が激減している。他方、留学生の比率は高まっている。
 ・明確な増加がみられる大学院は知財・税の専門家養成に力を入れている。ただし、知財・税の専門家養成の強化は、法学系教員養成には必ずしもつながらない。

*10人以上の実定法系の入学者がいる大学院の動向（2003年入学者→2009年入学者。カッコ内は留学生）。

※は半減以上の大学院。△は博士後期課程入学者が0人の大学院

※a: 49(8)→13(10)	g: 23(1)→12(3)	※m: 38(2)→15(3)
※b: 32(6)→4(1)	△h: 21(0)→16(1)	n: 101(11)→57(14)
※c: 35(9)→6(1)	※i: 11(1)→1(1)	※o: 25(3)→8(0)
※d: 13(9)→7(7)	※j: 24(2)→12(1)	p: 76(18)→49(0)
e: 30(2)→36(8)	△k: 13(1)→11(2)	※q: 38(1)→14(1)
※f: 42(4)→19(5)	l: 18(0)→19(5)	r: 10(0)→13(0)

●（1－6） 法科大学院の設立後に研究者養成大学院博士後期課程への入学数（法学系のみ）に変動はありますか。①～④のいずれかを○で囲んでください。

また、2003年度と2009年度の入学者の実数を教えてください。その際、入学者のうち、留学生の数を内数で示してください。下記の「入学者の実数」の欄内にご記入ください。

- ①変動はない。
- ②増加した。
- ③減少した。
- ④その他（具体的にお書き下さい）。

	①	②	③	④	無回答
B型(49)	19	1	17	5	7

【B型】

・博士前期課程でみられたほどの顕著な減少傾向はない。
 ・留学生で博士後期課程の定員を埋めようという傾向もみられない。

・ただし、機関によっては、研究者養成とは別のコースにおいて、留学生で定員充足をしている可能性もある。

★（1－7） 法科大学院修了者で博士後期課程に入学した者はいますか。①～③のいずれかを○で囲んでください。

また、「いる」場合には、2009年度までのその累積数を教えてください。下記の「後期課程進学者の累積数」の欄にご記入ください。

- ①いる。
- ②いない。
- ③その他（具体的にお書き下さい）。

	①	②	③	④	無回答
A型(42)	5	28	3	0	6
B型(49)	10	20	1	0	18

【A型】

・②が大半であり、法科大学院経由で法学系教員を養成するという観点からは危機的状態。
 ・研究者養成のためには、教員が学部ゼミや博士後期の講義を担当する必要がある。法科大学院専任教員が前期課程の指導教員になれないという制度的障害のほか、超過負担のため事実上担当できない事情もあろう。

【B型】

・②の回答が多いが、10校が①と回答しており、23人が進学している。そのうち、司法試験合格者は12名。
 ・法科大学院経由の博士後期課程院生の獲得が不十分な実状がある。司法試験合格者の割合は半数に止まる。

●（1－8） 2009年度に研究者養成大学院に在籍する大学院生のうち、「法学系研究者」の比率は次のうちどれですか。①～④のいずれかを○で囲んでください。

*「法学系研究者」とは、大学や高等研究機関において実定法もしくは基礎法の研究・教育を行う者を意味し、政治学や行政学等の研究を行う者は除く。

- ①70%以上
- ②50%以上70%未満
- ③30%以上50%未満
- ④30%未満

	①	②	③	④	無回答
B型(49)	11	4	3	24	7

【B型】

・①や②を選択した機関が一定数存在するが、以下の懸念がある。第一に、母数の小さく設定したため（高度職業人コースの人数を母数から除外するなど）、割合が高くなった可能性、第二に、「志望」の割合を質問しているので、実際の養成人数よりも割合が高くなった可能性。

2 法科大学院における研究者養成への手当てについて

（2－1）法科大学院修了者の博士後期課程への進学を制度的に想定している場合、研究者養成のためにどのようなカリキュラム上の手当てを行っていますか。あてはまるものについて、①～⑤を囲んでいただき（複数回答）、科目名等についても、ご記入ください。

- ①研究論文ないしリサーチ・ペーパーの制度を設けている。
 その場合、そのための授業科目を設けていますか。具体的科目名をお書き下さい。
 科目名（ ）
- ②外国語能力を涵養する授業科目を設定している。
 その場合、2009年度の具体的な授業科目名をお書き下さい。
 科目名（ ）
- ③法科大学院学生に研究者の進路についてガイダンスを行っている。
 ④今後、研究者養成のための手当てを行うことを考えている。
 ⑤その他（具体的にお書き下さい）。

(複数回答)	①	②	③	④	⑤	無回答
A型(42)	5	2	2	11	14	11
B型(49)	12	3	7	9	9	15

複数回答A型：「1,3」：1、「2,5」：1、「3,4」：1、「4,5」：1

複数回答B型：「1,2,3」：1、「1,3」：3、「3,4」：3、「4,5」：1

【A型】

- ・多くの機関が④を選択。実施していない機関が⑤を選択（設問の不備）。無回答も不実施と解される。よって、多くの大学院が具体的対応をしていないことがわかる。
- ・研究者養成を担ってきた機関は、研究論文（5校）、外国語（2校）、ガイダンス（2校）を実施。
- ・研究者養成をしている大学院博士後期課程への進学ルートを各大学院は最低限確保すべき。研究論文やリサーチペーパーの執筆する機会の提供。
- ・外国法文献に触れる機会も可能な限り提供すべき。

【B型】

- ・研究論文（12校）と比べて、外国語（2校）が少ない。

【全体】

- ・法科大学院経由の研究者にとっても比較法研究（外国語能力）が必要か、日本法の研究のみで足りるのかについて、研究者を養成する側の認識を確認する必要がある。実定法分野ごとに認識は異なるかもしれない。

（2-2） 法科大学院修了者の博士後期課程への進学を制度的に想定している場合、入学時期はいつがもっとも適当であると考えていますか。①～④のいずれかを○で囲んでください。

- ①法科大学院修了後の4月（司法試験受験前）
 ②司法試験受験・合格発表後の10月
 ③司法修習修了後
 ④その他（具体的にお書き下さい）

	①	②	③	④	無回答
A型(42)	8	7	5	7	15
B型(49)	17	6	3	5	18

【A型】

- ・回答はバラバラで傾向が不明。受け入れ機関であるB型は①が多いのと対照的。司法試験や司法修習の日程への対応か。

【B型】

- ・①が圧倒的に多い。司法試験の結果に対する関心が法科大学院に比べると薄いからか。

【全体】

・法科大学院経由での研究者養成という観点からは、入学時期の問題はもう少しシリアスに受け止められてもいいのではないかと。

3 研究者養成大学院の実情について

●(3-1) 研究者養成大学院(博士前期課程、博士後期課程)の入学試験の時期および試験科目についてお尋ねします。

実施時期および試験科目を具体的にお書き下さい。

【B型】

前期課程は9月・2月(頃)と2回実施が多数。後期課程は2月頃実施が多数。

●(3-2) 法科大学院修了者の博士後期課程への進学について、入学試験の時期および試験科目は特別に予定していますか。①～②のいずれかを○で囲んでください。また、②を選択された場合、その具体的内容を枠内にご記入ください。

①通常の博士後期課程への入学試験と同じである。

②特別の手当てを予定している。

	①	②	無回答		①	②	無回答
A型(42)	7	5	30	B型(49)	19	19	11

「なし」の回答は「無回答」に算入した。

B型

- ・①と②の回答が拮抗しているが、研究者養成の実績のある機関は②を選択している場合が多い。
- ・修士論文にかえて、リサーチペーパーや研究計画書の提出を求めるケースが多い。その他の点では、負担を重くする例と軽くする例とがある。司法試験合格者を対象に、募集する例もみられる。
- ・①と回答した機関の3分の1は研究者養成の実績のある機関である。非独立型の国立大学も含まれている。

●(3-3) 研究者養成のための大学院教育課程(博士前期課程、博士後期課程)において次のような科目(ないしプログラム)が用意されていますか。あてはまるものをすべて回答してください。

回答は「ある・ない」のいずれかを○で囲み、「ある」の場合は、枠内に、具体的な科目名(プログラム名)を枠内にお書き下さい。

①研究や論文執筆の方法について教育する科目(またはプログラム)

前期課程： ・ある ・ない

後期課程： ・ある ・ない

B型	ある	ない	無回答		ある	ない	無回答
前期	26	20	3	後期	21	20	8

②法学研究者に必要な外国語能力を涵養するための特別な科目(プログラム)。たとえば、講義や研究上の会話能力を涵養するプログラムなど。

前期課程： ・ある ・ない

後期課程： ・ある ・ない

B型	ある	ない	無回答		ある	ない	無回答
前期	17	27	5	後期	7	34	8

③英語以外の第2、第3の外国語能力を涵養するための科目(プログラム)

前期課程： ・ある ・ない
後期課程： ・ある ・ない

B型	ある	ない	無回答		ある	ない	無回答
前期	1	11	30	後期	4	38	7

④後期課程に進学した法科大学院修了者のための特別の科目 (プログラム)

(たとえば、特別の論文指導)： ・ある ・ない

B型	ある	ない	無回答		ある	ない	無回答
前期				後期	3	39	7

B型

・研究指導は多いが、外国語能力を涵養するプログラムはそれほど設置されていない。

4 研究者養成大学院以外のルートでの研究者の養成ないし確保

(4-1) 研究者養成大学院以外のルートでの研究者の養成ないし確保のために助教(助手)の制度を利用していますか。①~④のいずれかを○で囲んでください。

- ①利用している。
②いまは利用していないが、これから利用することを計画している。
③利用していないし、今後も考えていない。
④その他(具体的にお書き下さい)。

	①	②	③	④	無回答
A型(42)	2	7	26	3	4
B型(49)	7	8	26	8	0

【A型】

・③の回答が大半。学卒助手、修士助手の実績のある一部の大学を例外として、一般的には助教(助手)のポストの不存在・希少性が反映。

【B型】

・③の回答が大半。A大学が35名(助教21名・助手14名)で突出しているが、これは例外。他の機関の過去4年間の採用実績は0~4名。

(4-1-1) 回答が①の場合、2006年度から2009年度までの採用実績(累積数)を教えてください。その際、「助教」と「助手(研究職に限る)」のそれぞれについてお答えください。

(4-2) (4-1)で、①または②と回答した機関にお尋ねします。なお、②と回答した機関は計画の内容として回答してください。

(4-2-1) 助教(助手)としての採用のパターンは次のどれでしょうか。あてはまるものをすべて回答してください。①~③を○で囲んでください。

- ①法科大学院修了者
②法学部卒業者

③その他（具体的にお書き下さい）。

（複数回答）	①	②	③	無回答
A型(42)	3	0	5	34
B型(49)	5	3	7	37

複数回答 B 型：「1,2」：1、「1,2,3」：1

（4-2-2） 助教（助手）として採用するときの基準・要件は、どのようなものでしょうか。あてはまるものをすべて回答してください。①～⑤を○で囲んでください。

- ①関連教員の推薦
- ②一定の水準以上の成績
- ③修士論文ないしリサーチ・ペーパー（研究論文）についての一定以上の評価
- ④司法試験の合格
- ⑤その他（具体的にお書き下さい）。

（複数回答）	①	②	③	④	⑤	無回答
A型(42)	2	2	4	5	1	34
B型(49)	7	9	5	5	3	35

複数回答 A 型：「1,2」 1、「1,4」 1、「2,3,4」 1、「3,4」 2

複数回答 B 型：「1,2」 1、「1,2,3」 1、「1,2,3,4」 1、「1,2,4」 2、「1,3」 1、「2,3」 1、「2,5」 1、「3,5」 1

（4-2-3） 助教（助手）が採用後、司法試験に合格した場合、機関としてはどのような態度で臨みますか。①～⑤のいずれかを○で囲んでください。

- ①司法修習を受けたうえで大学に戻ることを推奨する。
- ②司法修習を受けることを推奨しない。
- ③本人の判断に委ねる。
- ④助教（助手）の専門分野によって司法修習を受けることを推奨するか、しないか対応が異なる。
- ⑤その他(具体的にお書き下さい)。

	①	②	③	④	⑤	無回答
A型(42)	0	0	1	2	3	36
B型(49)	2	0	6	2	2	37

（4-2-4） 助教（助手）として採用した者は、法学部又は法科大学院の教育補助者として利用していますか。①～③のいずれかを○で囲んでください。

- ①利用している。
- ②利用していない。
- ③その他(具体的にお書き下さい)。

	①	②	③	無回答
A型(42)	1	0	6	35
B型(49)	6	2	2	39

【A型】

- ・実数が全対象校で1名のみであり、意味のある分析は困難。
- ・助教制度の活用は、特定の有力大学に固有の問題ではないか。

【B型】

- ・(4-2-1) について、法科大学院修了者・法学部卒業者・法学研究科在籍者の回答がある。
- ・回答があった大学院 14 校のうち、採用基準(4-2-2)について、①と②が多く、④は少なかった。
- ・司法修習は本人の判断に委ねている大学院が多い(4-2-3)。

5 実務家を研究者として採用することについて

(5-1) 実務家(法曹資格保有者)を研究者として採用する(法科大学院の実務家教員としてではなく) ことについてどのように考えますか。①～⑤のいずれかを○で囲んでください。

- ①研究業績のない実務家は、法学部教育に必要な場合などやむを得ない場合に限り採用する。
- ②候補者次第であり、実務経験と研究業績をあわせて勘案する。
- ③これからの法学のあり方にとって実務家が研究者となることは重要であり、積極的に進める。
- ④時と場合によるので、一般的にはいえない。
- ⑤その他(具体的にお書き下さい)。

	①	②	③	④	⑤	無回答
A型(42)	0	25	1	7	1	8
B型(49)	0	35	1	9	2	2

【A型】

- ・②の回答が多く、次に④の回答が多い。柔軟な考え方をしている。
- ・実務家であるという一事をもって採用の可否を決定することの不合理性を踏まえた常識的な意見である。

【B型】

- ・②の回答が多く、次に④の回答が多い。
- ・実務家の採用を積極的に肯定・否定する意見はほとんどない。

【全体】

- ・A型・B型とも柔軟な考え方をしている。ただし、A型はB型と比べて③の比率が高まる可能性もあると考えていたが、A型とB型の回答傾向がほぼ同じである点は注目される。

6 これからの法学研究者の進路について

(6-1) 法科大学院の教員のうち少なくとも実定法系教員は、今後、法科大学院修了者で法曹資格を持つ者とすべきであるという考え方について、どのような意見をお持ちですか。①～④のいずれかを○で囲んでください。

- ①法曹養成という目的からして当然であり、そのような制度にすべきである。
- ②法科大学院を経由しない法学研究者養成が行われており、そのような研究者のキャリアパスを狭くするような考え方はとられるべきではない。
- ③法科大学院では多様な研究者が教員として教育すべきであり、そのような考え方は豊かな法曹養成の理念に反する。
- ④その他(具体的にお書き下さい)。

	①	②	③	④	無回答
A型(42)	5	6	22	3	6
B型(49)	4	12	25	5	3

【A型】

- ・①と②が拮抗しているが、全体としては多様なキャリアを是とする見解(③)が強い。

- ・①と②が拮抗しているのは、後継者養成ルートが流動的であることの反映か。
- ・B型の有力大学が法曹資格者を積極的な受け入れるかどうかが重要。

【B型】

- ・①に比べると②が多いが、全体としては多様なキャリアを是とする見解(③)が強い。
- ・A型と比べると、①の比率が激減する。B型の制度趣旨からして当然の結果である。

【全体】

- ・B型で①を選択した機関の中に、研究者養成の実績のある大学院が含まれている点は注目される。

●(6-2) 法科大学院修了者が研究者養成大学院を経て法学部ないし法学研究者養成大学院のスタッフ(助教を含む)として採用された例がありますか。①～③のいずれかを○で囲んでください。

①の場合、人数およびその例の場合のキャリアをお教え下さい(たとえば、「法科大学院修了・同じ大学の博士後期課程に進学、修了後准教授として就職」)。下の枠内にご記入ください。

①ある。

②ない。

③その他(具体的にお書き下さい)。

	①	②	③	無回答
B型(49)	2	40	2	5

【B型】

- ・採用例は2例(A大2、B大1)
- ・2010年4月の採用者は全国的に広がった模様。

●(6-3) 最近の研究者養成大学院修了者の進路についてお尋ねします。直近3年間(2007～2009年度)で貴大学院を修了して就職した者の総数と進路別内訳をお教え下さい。下の枠内の該当箇所にご記入ください。なお、「教員」とは常勤の職にある者(教授・准教授・講師・助教)を意味します。

【B型】

- ・前期課程修了者は1校を除き、ほとんどが教職・法曹以外の進路。後期課程修了者は大学教員が約半数。
- ・C大は前期課程修了者107名中7名が大学教員として就職しているが、これは例外。後期課程修了者の相当数が法曹・教員以外の進路の大学院もあるが、社会人院生の社会復帰か。

7 次世代の法学研究者を養成・確保するために必要ないし効果的な方策について

(7-1) 次世代の法学研究者を養成ないし確保するための方策について、どのようにお考えですか(複数回答)。①～⑥を○で囲んだうえ、そのような方策を実施するための具体的な手段をお考えであれば、枠内にお書き下さい。

①研究者になることの魅力を積極的に伝える。

②研究者を希望する学生への財政的支援を行う。

③若手の実務家を研究者にリクルートする。

④できるだけ早い時期に在外研究の機会を与える。

⑤研究と教育のバランスのとれた研究環境を確保し研究者を魅力的な仕事にする。

⑥その他のご意見があれば具体的にお書き下さい。

(複数回答)	①	②	③	④	⑤	⑥	無回答
A型(42)	8	11	7	9	17	6	13

B型(49)	20	34	8	18	21	9	6
--------	----	----	---	----	----	---	---

複数回答A型：[1,2] 1, [1-6] 2, [1,2,4,5] 2, [1,5] 2, [2,3] 1, [2-5] 2, [2,6] 2, [3,4] 1, [4,5] 2

複数回答B型：[1,2] 1, [1-3] 1, [1-4] 1, [1-5] 3, [1-6] 1, [1,2,4] 1, [1,2,4,5] 5, [1,2,4,5,6] 1, [1,2,5] 3, [2,3] 1, [2,3,4] 1,

[2,4] 2, [2,4,5] 1, [2,4,5,6] 1, [2,5] 2, [2,6] 4, [3,5] 1

【A型】

- ・⑤が多く、②が続く。①、③、④は相対的に少ない。
- ・A型の教員は教育負担による研究時間不足に悩んでおり、それが回答傾向に反映されたものか。
- ・③について、就職先の展望がないとリクルートは難しいとの意見があった。

【B型】

- ・②が多く、①と⑤がそれに続く。③は相対的に少ない。
- ・A型の回答傾向と違いがある。実際に院生と接するB型では財政的支援の問題が切実。また、B型の教員は研究と教育のバランスのとれた研究環境を享受しているのかもしれない。

【全体】

- ・A型とB型の回答傾向の顕著な差異は注目される。
- ・A型で①の比率が低いのは、法科大学院の教育内容の反映か。

8 自由意見欄

法学研究者の養成に関し、また本アンケートそのものに関し、ご意見がございましたら自由にお書き下さい。

【A型】

- ・自由意見欄への記載は少ない。
- ・目に付いたのは、研究者養成の実績のある大学院に後継者養成を期待する意見。「われわれの大学は受け入れる側である」という意見あり。
- ・A型において、後継者養成についての当事者意識が希薄。「文教政策の問題であり、文科省がきちんとした対応をとるべき」との意見あり。

【B型】

- ・全体として、後継者養成の問題を深刻に受け止めている。具体例として、次のものがあった。
- ・研究者としての就職が不確かなため、学生も敬遠し、教員も腰がひける。
- ・法科大学院設置の結果、研究指導に従事できる教員が減少した。
- ・研究者養成のためには学部教育（さらには高校教育）の反省が必要。

IV 自由意見欄の内容（抜粋）

【独立法科大学院：A型】

①文教政策が問われているのであり、各大学というより文科省が方針をしっかりと決めて対応を考えていくべきである。

②従前から研究者養成を担ってきた中核をなす大学がしっかり養成してほしい。われわれの大学は受け入れる側である。

③アンケートが出来ており、回答しにくい。

【法学研究科等：B型】

①法科大学院の設置により研究者養成に従事できる研究者が少なくなっていることも問題であると考えま

す。この点についても検討が必要ではないでしょうか

②優秀と思われる学生が、法科大学院で法曹資格を取得することに比重を置き、進学的第一番目に考える傾向がある。研究職として独立することに時間がかかりすぎると予測していると思われるためか。教職につくことの公正な手続が見えにくいことが原因かもしれない。いずれにせよ、研究者養成大学院は人材確保に困難を感じている

③教員が法学研究者の養成について腰が引けるのは、養成した研究者の就職について先の見通しが立たないからである。研究者の就職問題について検討しない限り、法学研究者の養成は困難であり、指導する教員の意欲を喚起することができないように思われる。

④博士前期および後期課程の研究指導担当者に関するガイドラインとして、本学では、法科大学院専任教員を認めているが、研究科が必要とする教員数と法科大学院側の希望者数がそぐわず、種々の問題が発生している。

⑤本学大学院は、法科大学院もなく、博士後期課程もないので、アンケートの解答者として適切ではない気がします。本学大学院は、税理士試験の科目免除を目的としたものと公務員試験受験者の延長教育、及び社会人のリカレント教育に特化しています。

⑥A大学大学院法学研究科では、大学院教育改革推進プログラムの支援を受けて、法理論と法実務の融合の問題と、研究者教員養成のあり方の問題をめぐって、研究会とシンポジウムを行ってきた。とりわけ、今年度は、研究者教員の養成とテーマ設定し、法務研究科（ロースクール）教員と問題意識を共有しつつ、法学研究者をいかに養成するかの議論を重ねてきた。3月にはその問題に係るシンポジウムを予定している。このアンケートにより、日本学術会議も問題意識を共有していることが確認でき、事の重大性を改めて認識した。法学研究者について、「空白の何年」ということが生じないように（もうすでに生じている可能性があるが）、早急に次世代の研究者をいかに要請〔養成？〕するか「具体的メソッド」の開発に取り組むべきである。そして、そのメソッドの実態は、大学によっては法学研究科での研究者養成において採用されるのもよいし、ロースクールにおいて実施されるのもよい。無用の軋轢を生まないためにも、要は法学研究者（実務家ではない）をどのように養成するかであり、その養成機関が何であるかを問わない問題設定にすべきである（「研究者教員養成」というロースクールの表現にした理由はそこにある）。

⑦1年（365日）の1%程度の3～4日間位は、弁護士事務所、弁護士会等で実務を学ぶ機会が、数年に1度、非実務教員にあってもよい。

⑧もともと基盤が脆弱であった研究者養成大学院にとって、法科大学院の発足は極めて深刻な事態を生んだ。志望学生の激減のみならず、教員側も法科大学院教育に精力を費やし、研究者養成課程の教育指導に振向ける余力を失っている。他方、文部科学省によって推し進められる大学認証評価は、大学院の学部化現象を生み、研究者養成機関としての大学院は窒息しつつある。研究者養成にとっては学部教育、さらには現在の高校教育にまで立ち戻った反省が必要であろう。現状は実務的な法技術者・技能者の効率的養成に傾斜しており、広い基盤に立った思索とは無縁な人々をつくりだしている。他方で高校以下での法教育の必要が語られ、試みられてもいる。これが次世代の法観念を形づくとすれば良質な法学研究者の養成には、ここからの検討が必要になる。

***参考：質問項目「7 次世代の法学研究者を養成・確保するために必要ないし効果的な方策について」に対する自由記述の内容（B型）**

① 研究者になることの魅力の伝達

・平成20年度から法学研究科（修士・博士後期課程）の説明会を実施している

- ・大学院説明会等を実施する
- ・現状は、法学部に入学する学生の大半が法曹を目指しているために、それらの学生は法科大学院への入学に必要な受験教育に終始している傾向がある。そのために、どちらかといえば視野が狭く受験勉強の延長として大学教育を捉えている。一方、研究者養成に必要な教育は、視野の広さと様々なことに積極的に関心を示す学生を養成することであると考え。学部教育の段階で、そのような学生を育成するための教育プログラムを作り、大学院教育も含め、研究者養成教育を検討することが必要である
- ・一般の学会以外の学術会議や学際的学会（「民科」など）で学生や修士院生など向けのシンポジウムや研究会を活用する
- ・研究者として、活躍できる場を整備する
- ・実務家として法律問題を処理する場合、研究者による論文を根拠にして処理することがある。実務の源は研究者の成果物にあると積極的に伝える
- ・学士課程の学生に対して、ガイダンスなどで研究者になることの意義を説明し、研究の面白さを伝えることが効果的であると考え
- ・学部生を対象にした講演会・説明会の実施（実施中）
- ・入学時におけるガイダンスやオープンキャンパスの際に、研究者になることの魅力をアピールする（法学研究科）
- ・ガイダンスを開催し、学生にその魅力を伝える機会を設ける
- ・法学部生に配布している「パンフレット」において「研究者への道」と題して研究者の魅力を伝えている。
- ・法学部主催の「進路ガイダンス」において、法学研究者になることの意義や魅力を伝えている。
- ・先生の中には、法学部また法務研究科の在学生に対して、授業中など様々な機会に、研究者になることの良さを伝えている方がおられる。
- ・早急に博士課程の見直しをすべきである。入学試験、博士論文のあり方の見直し
- ・様々な機会・方法で、学部学生に研究の喜びを経験してもらおうべきだと考えます。具体的には、ゼミ・学生論集への執筆、院生との議論の機会を与えるなどが考えられます。

② 学生への財政的支援

- ・入学料・授業料の免除
- ・学内外の奨学金の積極活用
- ・奨学金制度の充実
- ・授業料免除や奨学金の授与など、研究者になろうとする学生には、勉学・研究などに専念できる環境を提供する必要がある
- ・奨学金の拡充
- ・授業料の減免や奨学金制度の充実を図る
- ・TA や RA として採用し手当を支給している
- ・給付型の奨学金を創設し大幅に拡充する
- ・博士後期課程の大学院生に関しては、原則として授業料を全額免除するとともに、学術振興会の特別研究員（DC）の採用人数を大幅に拡大し、研究者志望であり、優れた修士論文を執筆した大学院生は、ほぼ確実に特別研究員に採用されるようにすることが望ましい。それとあわせて、博士後期課程修了後のODに対する財政的支援も拡充する必要がある
- ・大学全体の財源の中で今後検討する
- ・研究者になるための問題点として、経済的問題が大きい。奨学金制度の充実や研究費の援助が望ましい
- ・研究者を養成し経済的負担を軽減するために、後期課程に三年以上在学し、博士論文を提出しようとする者は授業料の半額免除、施設設備費の全額を免除している
- ・時間をかけて教育することで、その結果、年齢が高くなる。社会人として生活するためにも、一定の財政的支援を行うことにより“ゆとり”をもたせたい
- ・研究者を希望する優秀な学生に対する奨学金制度を充実させること
- ・法科大学院、司法修習ともに収入がなく、さらに博士前期課程に進学するとすれば、相当な経済的基盤

がなければ、勉学を続けることは難しい。より研究に専念できるような財政的支援が不可欠である

- ・研究者になるまではどうしても時間がかかるので、常勤の職が得られるまでの奨学金その他、経済的なサポートは必要である

- ・財政的支援を希望する学生には、奨学金、RA、TA、助手、助教など、さまざまな方法を提供するようにしており（当然に、それぞれ厳格な審査がある）、大学の支援もあって、少なくとも、博士後期課程在學生については、希望がほぼ実現している状況にある。

- ・貸与ではなく給付奨学金の充実

- ・現在検討中です

- ・当然必要となる

- ・教育・研究の指導者となるための機会を提供するとともに、経済的支援としてのTA・RA制度、学会旅費・論文掲載における援助を行っている。これらに加えて、平成22年度からは、授業料減免（院生支援奨学金）制度を改定し、修士で一律20%（最大70%）、博士後期で一律100%の減免を行う予定。

- ・学内外の奨学金制度の充実

- ・独自の研究者養成のための奨学金（給付）制度を設ける。

- ・育英会奨学金制度から現行の制度へ転換したことが、研究者養成にとっては痛手である。返済義務のない給付奨学金が望まれる。貸与方式の場合には、大幅な返還猶予期間を設ける必要がある。

③ 若手実務家のリクルート

- ・研究分野によるので一概には言えないが、基本的に賛成である

- ・研究領域によっては、リクルートも可であると思う

- ・法科大学院生を対象とするリクルートは必要

- ・分野によっては一考に値するだろう。だが、現在の法曹養成システムのなかで育った若手実務家をリクルートすることは、優秀な者であるほど現実にはリアリティーがないということになる。

④ 在外研究の機会

- ・外部資金の活用

- ・学術協定などを利用して、関連する外国の大学への留学をすすめる

- ・海外の大学と学術交流協定を締結し、授業料を相互に免除する形で、留学する機会を提供している

- ・大学院生向けの海外の大学院派遣制度を充実させる必要がある

- ・在外研究だけでなく、外国に発信するような研究発表能力を涵養する必要性を感じる。欧米だけでなく、アジアやラテン・アメリカ諸国でも英語による研究発表が当たり前となっており、発信型の研究能力も必要である

- ・外の刺激を受けるには早い時期が研究にプラスになる。したがって、在外研究も早いほうがいい

- ・その通り。機会だけではなく、財政的支援も行う必要がある

- ・本来なら望ましいが、新司法試験や実務法曹への道を取り巻く環境が厳しい現状では、なかなか困難である。協定校の派遣留学の促進に努めたい。

- ・構想としては以前からあるが、実現するには、財源的な問題など障害が多い。なにゆえに在外研究をすすめるのかなど目的を明確にさせる必要もあるであろうし、若いということで、学位取得を条件とするのか、など議論の余地が残されている。

- ・法科大学院修了後の在外研究が望ましい

- ・在留留学制度を、他の研究科に先駆けて実施している

- ・極めて重要である。博士課程在学中に2年間程度の在外研究機会があることの意義は大きい。そのためには財政的な裏付けが必要であり、また、現行の大学院制度の柔軟化が必要である。

⑤ 研究と教育のバランスのとれた研究環境の確保

- ・若い時期は、なるべく研究に専念できるような環境を整備すべきである

- ・上記④はこの項目の重要な一環であると考えます

- ・サバティカルを採りやすくする工夫が必要である。現在は、サバティカル制度はあっても、研究専念期間中の非常勤講師の確保や学内行政的な仕事にほかの教員による代替等を考えると、実際にサバティカル

を採ることは、かなり難しいのが現状である

- ・少子化によって私立大学の経営は、厳しいものがある。適切な研究環境を整備すべきであると考え
- ・法律は変化し動いているものなので、研究室にいての研究ばかりでなく、人に教育をすることもよい勉強になると思われる。教えることは研究にも反映されるので、こういう研究環境を確保できれば良いと考える
- ・研究成果を発表する紀要等を充実させることが必要
- ・現状では雑務が増加する一方で、研究・教育に専念するのが困難になっている。大学院の重点化など研究環境の確保は優秀な人材の確保のために不可欠である
- ・法科大学院制度が開始されてから教員の負担が激増しているが、それでも研究休暇制度を確保運用して十分な研究の時間を与える
- ・特に私学においては、研究と教育以外に、雑務があり、これをいかに克服するかの問題がある。
- ・研究と教育のバランスのとれた研究環境も重要であろうが、実際に研究することで生業とするということそれ自体の魅力を伝えることが大切であろう。研究業績発表の場を確保し、その大学紀要・大学院生用の論集の内容を充実させること（質的向上（査読制の厳格な運用による論文の信頼性等の向上）、財政面の手当ても含めて）が研究者養成機関として重要であると考え。
- ・博士課程の身分取得後、研究を進めるとともにロースクールの学生指導の補助をする
- ・助教への採用が可能となれば、補助的な仕方の後進の指導にあたりつつ、自らの研究を進めることができるであろうと思われます。
- ・研究休養制度の拡張

⑥ その他

- ・①～⑤の全てが必要であるが、とくに①および②が緊急の課題である
- ・就職先の確保・拡充
- ・学術雑誌、図書、電子データベース等の若手研究者が研究を行っていくために必要な基礎的な設備を整備し、維持する必要がある。経常的な研究費が削られ、競争的資金に多くを依存せざるを得ないような状況では、基礎的な研究設備の維持がおろそかになる危険がある。
- ・法曹資格の有無に関係なく、法科大学院修了者の博士課程進学を容易にする
- ・生活の基盤を安定させるための収入が得られるようにしてあげることがもっとも重要なことと考える
- ・研究者養成のための教育プログラム（研究者養成システム）を開発し、実施に移す。伝統的な徒弟制度だけに頼らない、システム（単なるコースワークという形式にとどまることなく、実質的に研究者に必要な素養と能力を身につけさせるためのメソッドを含む）による研究者養成の可能性を探る。
- ・ポストクが人生設計を描けるような研究環境を作らなければ若い人は研究者になりたいとは思わないであろう
- ・修了者への就職（研究者、企業）機会の提供
- ・①に賛成だが、魅力のみならず厳しき覚悟をも伝えることが肝要。どの職業にあっても同じことがいえる。
- ・特に具体的には考えていない。